

青森県報

号外第百十七号

平成十五年
十二月二十四日
(水曜日)

目次

告示

漁場計画.....(水産振興課)...

告示

青森県告示第八百二十二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定により、共同漁業及び区画漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定め、同条第五項の規定により公示する。

平成十五年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 西

1 公示番号 西共第25号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	あまのり漁業	1月1日から 12月31日まで	たこ漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	"	つのもた漁業	"
	いがい漁業	"	てんぐさ漁業	"
	いぎす漁業	"	なまこ漁業	"
	いわむし漁業	"	ふのり漁業	"
	うに漁業	"	ほや漁業	"
	うみぞうめん漁業	"	まつも漁業	"
	えごのり漁業	"	もずく漁業	"
	くぼがい漁業	"	ゆむし漁業	"
	こめのり漁業	"	わかめ漁業	"
こんぶ漁業	"	かき漁業	"	
さざえ漁業	"			

(2) 漁場の位置 東津軽郡三厩村地先

(3) 漁場の区域 次の基点第45号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第46号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第45号 北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱

ア 基点第45号から真方位292度30分2、800メートルの点

イ 東津軽郡三厩村大字宇鉄、宇田沼崎北端に設置した標柱から真方位297度30分2、800メートルの点

ウ 東津軽郡三厩村大字宇鉄、帯島北端に設置した標柱から真方位352度30分2、800メートルの点

エ 東津軽郡三厩村大字宇鉄、尻神崎に設置した標柱から真方位

位 2 4 度 3 0 分 3 , 7 0 0 メートルの点
才 基点第 4 6 号から真方位 8 度 3 0 分 3 , 7 0 0 メートルの点

基点第 4 6 号 東津軽郡三厩村と今別町との境に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成 1 6 年 4 月 1 日
- 4 申請期間 平成 1 6 年 1 月 5 日から同年 2 月 2 7 日まで
- 5 関係地区 東津軽郡三厩村
- 6 その他 この免許の存続期間は平成 1 6 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までとする。

1 公示番号 西共第 2 6 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 2 種 共同漁業	たい・すずき小型定置網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	いわし・あじ・いか小型定置網漁業	8 月 1 日から 12 月 31 日まで
	やりいか・こうなご・たなご小型定置網漁業	12 月 1 日から翌年 8 月 31 日まで
	たい底建網漁業	5 月 1 日から 10 月 31 日まで
	やりいか・たなご底建網漁業	12 月 1 日から翌年 8 月 31 日まで
	かれい・ひらめ・たら底建網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
共同漁業	さめ・たら刺網漁業	11 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
	ぶり・すずき刺網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	ます・たい刺網漁業	2 月 1 日から 8 月 31 日まで
	あいなめ・そい・たなご刺網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
共同漁業	あいなめ・そい・たなご刺網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
共同漁業	うに籠漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

モズそがい籠漁業

1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡三厩村地先

(3) 漁場の区域 次の基点第 4 5 号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第 4 6 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 4 5 号 北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱

ア 基点第 4 5 号から真方位 2 9 2 度 3 0 分 2 , 8 0 0 メートルの点

イ 東津軽郡三厩村大字宇鉄、宇田沼崎北端に設置した標柱か

ら真方位 2 9 7 度 3 0 分 2 , 8 0 0 メートルの点

ウ 東津軽郡三厩村大字宇鉄、帯島北端に設置した標柱から真

方位 3 5 2 度 3 0 分 2 , 8 0 0 メートルの点

エ 東津軽郡三厩村大字宇鉄、尻神崎に設置した標柱から真方

位 2 4 度 3 0 分 3 , 7 0 0 メートルの点

オ 基点第 4 6 号から真方位 8 度 3 0 分 3 , 7 0 0 メートルの点

基点第 4 6 号 東津軽郡三厩村と今別町との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成 1 6 年 4 月 1 日

4 申請期間 平成 1 6 年 1 月 5 日から同年 2 月 2 7 日まで

5 関係地区 東津軽郡三厩村

6 その他

(1) この免許の存続期間は平成 1 6 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

小型定置網には標識を設置すること。

かれい・ひらめ刺網漁業の目合は、3 寸 5 分以上とする。

1 公示番号 西共第 2 7 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 共同漁業	あまのり漁業	1月1日から 12月31日まで	たご漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	"	てんぐさ漁業	"
	いぎす漁業	"	なまこ漁業	"
	いわむし漁業	"	ふのり漁業	"
	うに漁業	"	ほや漁業	"
	うみぞうめん漁業	"	もずく漁業	"
	えごのり漁業	"	ゆむし漁業	"
こめのり漁業	"	わかめ漁業	"	
こんぶ漁業	"		"	

(2) 漁場の位置 東津軽郡今別町大字浜名、大字今別、大字村元及び大字山崎地先

(3) 漁場の区域 次の基点第46号、ア、イ及び基点第47号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第46号 東津軽郡三厩村と今別町との境に設置した標柱
- ア 基点第46号から真方位8度30分3、700メートルの点
- イ 基点第47号から真方位290度30分2、800メートルの点

- 基点第47号 東津軽郡今別町大字山崎と大字大泊との境に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成16年4月1日
- 4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで
- 5 関係地区 東津軽郡今別町大字浜名、大字今別、大字村元及び大字山崎
- 6 その他 この免許の存続期間は平成16年4月1日から平成26年3月31日までとする。

- 1 公示番号 西共第28号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 2 種 共同漁業	たい・すずき小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで
	やりのいか・こうなご小型定置網漁業	12月1日から翌年8月31日まで
	いわし・あじ・いか小型定置網漁業	8月1日から12月31日まで
	やりのいか・たなご底建網漁業	12月1日から翌年8月31日まで
	かれい・ひらめ・たら底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい・たなご刺網漁業	1月1日から12月31日まで
第 3 種 共同漁業	あいなめ・そい管漁業	1月1日から12月31日まで
	うに管漁業	1月1日から12月31日まで
	たご管漁業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡今別町大字浜名、大字今別、大字村元及び大字山崎地先

(3) 漁場の区域 次の基点第46号、ア、イ及び基点第47号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第46号 東津軽郡三厩村と今別町との境に設置した標柱
- ア 基点第46号から真方位8度30分3、700メートルの点
- イ 基点第47号から真方位290度30分2、800メートルの点

- 基点第47号 東津軽郡今別町大字山崎と大字大泊との境に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成16年4月1日
- 4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで
- 5 関係地区 東津軽郡今別町大字浜名、大字今別、大字村元及び大字山崎

6 その他

(1) この免許の存続期間は平成16年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

かれい・ひらめ刺網漁業の目は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 西共第29号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	あまのり漁業	1月1日から 12月31日まで	なまこ漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	"	ふのり漁業	"
	いがい漁業	"	ほや漁業	"
	いわむし漁業	"	まつも漁業	"
	うに漁業	"	もずく漁業	"
	えごのり漁業	"	もすそがい漁業	"
	こんぶ漁業	"	ゆむし漁業	"
	さざえ漁業	"	わかめ漁業	"
	たこ漁業	"	いざす漁業	"
	つのもた漁業	"	くぼがい漁業	"
てんぐさ漁業	"			

(2) 漁場の位置 東津軽郡今別町大字大泊、大字寝月、大字砂ヶ森及び大字奥平部地先

(3) 漁場の区域 次の基点第47号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第48号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第47号 東津軽郡今別町大字山崎と大字大泊との境に設置した標柱ア 基点第47号から真方位290度30分2、800メートルの点

イ 東津軽郡今別町大字大泊と大字寝月との境に設置した標柱

から真方位337度30分2、800メートルの点

ウ 東津軽郡今別町、高野崎に設置した標柱から真方位337度30分2、800メートルの点

エ 東津軽郡今別町、弁天崎に設置した標柱から真方位352度30分2、800メートルの点

オ 基点第48号から真方位41度30分2、800メートルの点

基点第48号 東津軽郡平館村大字石崎、金釜岩（鉾ヶ崎東端）に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成16年4月1日
- 4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで
- 5 関係地区 東津軽郡今別町大字大泊、大字寝月、大字砂ヶ森及び大字奥平部
- 6 その他 この免許の存続期間は平成16年4月1日から平成26年3月31日までとする。

- 1 公示番号 西共第30号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	たい・すずき小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで
	やりいか・こうなご・たなご小型定置網漁業	12月1日から翌年8月31日まで
	いわし・あじ・いか小型定置網漁業	8月1日から12月31日まで
	やりいか・たなご底建網漁業	12月1日から翌年8月31日まで
	かれい・ひらめ・たら底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい・たなご刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい・たなご刺網漁業	1月1日から12月31日まで

うに簞漁業	1月1日から12月31日まで
たこ簞漁業	1月1日から12月31日まで

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	あまのり漁業	1月1日から 12月31日まで	てんぐざ漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	"	なまこ漁業	"
	いぎす漁業	"	ふのり漁業	"
	うに漁業	"	ほや漁業	"
	えごのり漁業	"	もずく漁業	"
	こんぶ漁業	"	わかめ漁業	"
	たこ漁業	"	ふじつぼ漁業	"
	かき漁業	"	ほんだわら漁業	"

(2) 漁場の位置 東津軽郡平館村大字石崎地先

(3) 漁場の区域 次の基点第48号、ア、イ及び基点第49号の各点を順次に

結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第48号 東津軽郡平館村大字石崎、金釜岩（鉾ヶ崎東端）に設置した標柱

ア 基点第48号から真方位41度30分2、800メートル

イ 基点第49号から真方位56度30分2、800メートル

の点

の点

基点第49号 東津軽郡平館村大字石崎と大字平館との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 関係地区 東津軽郡平館村大字石崎

6 その他 この免許の存続期間は平成16年4月1日から平成26年3月31日までとする。

~~~~~

1 公示番号 西共第32号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

(2) 漁場の位置 東津軽郡今別町大字大泊、大字寝月、大字砂ヶ森及び大字奥平部地先

(3) 漁場の区域 次の基点第47号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第48号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第47号 東津軽郡今別町大字山崎と大字大泊との境に設置した標柱

ア 基点第47号から真方位290度30分2、800メートルの点

イ 東津軽郡今別町大字大泊と大字寝月との境に設置した標柱

から真方位337度30分2、800メートルの点

ウ 東津軽郡今別町、高野崎に設置した標柱から真方位337度30分2、800メートルの点

エ 東津軽郡今別町、弁天崎に設置した標柱から真方位352度30分2、800メートルの点

オ 基点第48号から真方位41度30分2、800メートルの点

の点

の点

基点第48号 東津軽郡平館村大字石崎、金釜岩（鉾ヶ崎東端）に設置した標柱

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 関係地区 東津軽郡今別町大字大泊、大字寝月、大字砂ヶ森及び大字奥平部

6 その他 (1) この免許の存続期間は平成16年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

かねい・ひらめ刺網漁業の目は、3寸5分以上とする。

~~~~~

1 公示番号 西共第31号

2 免許の内容たるべき事項

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 2 種 共同漁業	やじりいか・こうなご小型定置網漁業	12月1日から翌年8月31日まで
	いわし・あじ・いかり小型定置網漁業	8月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ・たら底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい籠漁業	1月1日から12月31日まで
たこ籠漁業		1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡平館村大字石崎地先

(3) 漁場の区域 次の基点第48号、ア、イ及び基点第49号の各点を順次に

結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第48号 東津軽郡平館村大字石崎、金釜岩（鉾ヶ崎の東端）に設置

した標柱

ア 基点第48号から真方位41度30分2, 800メートル

の点

イ 基点第49号から真方位56度30分2, 800メートル

の点

基点第49号 東津軽郡平館村大字石崎と大字平館との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 関係地区 東津軽郡平館村大字石崎

6 その他

(1) この免許の存続期間は平成16年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

かれい・ひらめ刺網漁業の旨は、3寸5分以上とする。

~~~~~

1 公示番号 西共第33号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類          | 漁業の名称  | 漁業時期           | 漁業の名称   | 漁業時期           |
|---------------|--------|----------------|---------|----------------|
| 第 1 種<br>共同漁業 | あわび漁業  | 1月1日から12月31日まで | なまこ漁業   | 1月1日から12月31日まで |
|               | いぎす漁業  | "              | ふのり漁業   | "              |
|               | うに漁業   | "              | ほたてがし漁業 | "              |
|               | えごのり漁業 | "              | ほや漁業    | "              |
|               | こんぶ漁業  | "              | もずく漁業   | "              |
|               | たこ漁業   | "              | わかめ漁業   | "              |
| てんぐさ漁業        | "      | ふじつば漁業         | "       |                |
| かき漁業          | "      | ほんだわら漁業        | "       |                |

(2) 漁場の位置 東津軽郡平館村大字平館、大字根岸、大字野田、大字今津及び大字石浜地先

び大字石浜地先

(3) 漁場の区域 次の基点第49号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第50号の

各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた

区域

基点第49号 東津軽郡平館村大字石崎と大字平館との境に設置した標柱

ア 基点第49号から真方位56度30分2, 800メートル

の点

イ 東津軽郡平館村大字根岸字湯の沢と字小川との境に設置した標柱から真方位89度30分2, 800メートルの点

ウ 東津軽郡平館村大字今津と大字石浜との境の尻高沢に設置

した標柱から真方位87度30分2, 800メートルの点

エ 東津軽郡平館村大字石浜字船岡と字磯山との境に設置した

標柱から真方位86度10分2, 800メートルの点

オ 基点第50号から真方位85度10分2, 800メートル

の点

基点第50号 東津軽郡平館村と蟹田町との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 関係地区 東津軽郡平館村大字平館、大字根岸、大字野田、大字今津及び大

字石浜

6 その他 この免許の存続期間は平成16年4月1日から平成26年3月31日までとする。

- 1 公示番号 西共第34号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称            | 漁業時期             |
|-------------|------------------|------------------|
| 第2種<br>共同漁業 | かれい・せいじ小型定置網漁業   | 1月1日から12月31日まで   |
|             | やじいか・こうなご小型定置網漁業 | 12月1日から翌年8月31日まで |
| 第3種<br>共同漁業 | いわし・あじ・いか小型定置網漁業 | 9月1日から翌年4月30日まで  |
|             | しゃこ刺網漁業          | 4月1日から7月31日まで    |
|             | かれい・ひらめ刺網漁業      | 1月1日から12月31日まで   |
|             | あいなめ・せいじ籠漁業      | 1月1日から12月31日まで   |
|             | いわし・ちか地びき網漁業     | 3月1日から9月30日まで    |

(2) 漁場の位置 東津軽郡平館村大字平館、大字根岸、大字野田、大字今津及び大字石浜地先

(3) 漁場の区域 次の基点第49号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第50号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、小型定置網漁業にあつては基点第49号、カ、キ、ク、コ、サ及び基点第50号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域とする。

基点第49号 東津軽郡平館村大字石崎と大字平館との境に設置した標柱  
 ア 基点第49号から真方位56度30分2, 800メートルの点

イ 東津軽郡平館村大字根岸字湯の沢と字小川との境に設置した標柱(ク)から真方位89度30分2, 800メートルの点

ウ 東津軽郡平館村大字今津と大字石浜との境の尻高沢に設置した標柱から真方位87度30分2, 800メートルの点  
 エ 東津軽郡平館村大字石浜字船岡と字磯山との境に設置した標柱から真方位86度10分2, 800メートルの点  
 オ 基点第50号から真方位85度10分2, 800メートルの点

基点第50号 東津軽郡平館村と蟹田町との境に設置した標柱

カ 基点第49号から真方位56度30分300メートルの点  
 キ 東津軽郡平館村大字平館、平館灯台南端から真方位89度30分1, 000メートルの点  
 ケ クから真方位89度30分1, 460メートルの点  
 コ クから真方位89度30分1, 940メートルの点  
 サ 基点第50号から真方位85度10分2, 535メートルの点

- 3 免許予定日 平成16年4月1日
- 4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで
- 5 関係地区 東津軽郡平館村大字平館、大字根岸、大字野田、大字今津及び大字石浜
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は平成16年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
 小型定置網又は刺網漁業の網漁具を連結する綱及び土俵等は基点第50号とサとを結ぶ線を越えて敷設してはならない。  
 かれい・ひらめ刺網漁業の目は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 西共第35号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称 | 漁業時期   | 漁業の名称 | 漁業時期   |
|------|-------|--------|-------|--------|
| 第1種  | あわび漁業 | 1月1日から | なまこ漁業 | 1月1日から |

| 共同漁業   | 12月31日まで | 12月31日まで |
|--------|----------|----------|
| いがい漁業  | "        | ほたてがい漁業  |
| うに漁業   | "        | ほや漁業     |
| えごのり漁業 | "        | もずく漁業    |
| たこ漁業   | "        | わかめ漁業    |
| てんぐさ漁業 | "        | こんぶ漁業    |

(2) 漁場の位置 東津軽郡蟹田町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第50号、ア、イ、ウ及び基点第51号の各点を順

次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第50号 東津軽郡平館村と蟹田町との境に設置した標柱

ア 基点第50号から真方位85度10分2, 800メートルの点

イ 東津軽郡蟹田町大字石浜と大字中師との境に設置した標柱から真方位84度2, 800メートルの点

ウ 基点第51号から真方位78度30分2, 800メートルの点

基点第51号 東津軽郡蟹田町と蓬田村との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 関係地区 東津軽郡蟹田町

6 その他 この免許の存続期間は平成16年4月1日から平成26年3月31日までとする。

- 1 公示番号 西共第36号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称            | 漁業時期             |
|------|------------------|------------------|
| 第2種  | たい・すずき小型定置網漁業    | 1月1日から12月31日まで   |
| 共同漁業 | やひいか・こうなご小型定置網漁業 | 12月1日から翌年8月31日まで |

|                 |                |
|-----------------|----------------|
| かれい・ひらめ・たら底建網漁業 | 1月1日から12月31日まで |
| ちか刺網漁業          | 3月1日から7月31日まで  |
| かれい・ひらめ刺網漁業     | 1月1日から12月31日まで |
| あいなめ・そい籠漁業      | 1月1日から12月31日まで |
| かに籠漁業           | 1月1日から12月31日まで |
| もすそがい籠漁業        | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 東津軽郡蟹田町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第50号、ア、イ、ウ及び基点第51号の各点を順

次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、小型定置網漁業にあつては、基点第50号、エ、オ、カ及び基点第51号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域とする。

基点第50号 東津軽郡平館村と蟹田町との境に設置した標柱

ア 基点第50号から真方位85度10分2, 800メートルの点

イ 東津軽郡蟹田町大字石浜と大字中師との境に設置した標柱(キ)から真方位84度2, 800メートルの点

ウ 基点第51号から真方位78度30分2, 800メートルの点

基点第51号 東津軽郡蟹田町と蓬田村との境に設置した標柱

エ 基点第50号から真方位85度10分2, 535メートルの点

オ キから真方位84度2, 450メートルの点

カ 基点第51号から真方位78度30分2, 450メートルの点

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 関係地区 東津軽郡蟹田町

6 その他

(1) この免許の存続期間は平成16年4月1日から平成26年3月31日までと



工 基点第5 2号から真方位8 0度3 0分2 , 7 0 0メートルの点

3 免許予定日 平成1 6年4月1日

4 申請期間 平成1 6年1月5日から同年2月2 7日まで

5 関係地区 東津軽郡蓬田村

6 その他

(1) この免許の存続期間は平成1 6年4月1日から平成2 6年3月3 1日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

小型定置網又は刺網漁業の網漁具を連結する綱及び土俵等は、漁場区域の境界線を越えて敷設してはならない。

かれい・ひらめ刺網漁業の目は、3寸5分以上とする。

1 公示番号 西共第3 9号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称    | 漁業時期               | 漁業の名称 | 漁業時期               |
|-------------|----------|--------------------|-------|--------------------|
| 第1種<br>共同漁業 | なまこ漁業    | 1月1日から<br>12月31日まで | ほや漁業  | 1月1日から<br>12月31日まで |
|             | ほたてがいの漁業 | 〃                  |       |                    |

(2) 漁場の位置 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰地先

(3) 漁場の区域 次の基点第5 2号、ア、イ及び基点第5 3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第5 2号 東津軽郡蓬田村と青森市との境に設置した標柱

ア 基点第5 2号から真方位8 0度3 0分2 , 8 0 0メートルの点

イ 基点第5 3号から真方位8 2度2 , 8 0 0メートルの点

基点第5 3号 青森市大字左堰と大字内真部との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成1 6年4月1日

4 申請期間 平成1 6年1月5日から同年2月2 7日まで

5 関係地区 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰

6 その他 この免許の存続期間は平成1 6年4月1日から平成2 6年3月3 1日までとする。

1 公示番号 西共第4 0号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称                             | 漁業時期                             |
|-------------|-----------------------------------|----------------------------------|
| 第2種<br>共同漁業 | たい・すずき小型定置網漁業<br>いわし・あじ・いか小型定置網漁業 | 4月1日から翌年2月末日まで<br>4月1日から翌年2月末日まで |
|             | かれい・ひらめ・たら底建網漁業                   | 4月1日から翌年2月末日まで                   |
|             | しゃこ刺網漁業                           | 4月1日から7月31日まで                    |
|             | かれい・ひらめ刺網漁業                       | 1月1日から12月31日まで                   |
|             | あいなめ・そい電漁業                        | 1月1日から12月31日まで                   |
|             | もすそがいの電漁業                         | 1月1日から12月31日まで                   |
| 第3種<br>共同漁業 | いわし・ちか地びき網漁業                      | 3月1日から9月30日まで                    |

(2) 漁場の位置 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰地先

(3) 漁場の区域 次の基点第5 2号、ア、イ及び基点第5 3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、

小型定置網漁業にあつては、基点第5 2号、ウ、エ及び基点第5 3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域とする。

基点第5 2号 東津軽郡蓬田村と青森市との境に設置した標柱

ア 基点第5 2号から真方位8 0度3 0分2 , 8 0 0メートルの点

イ 基点第5 3号から真方位8 2度2 , 8 0 0メートルの点

基点第53号 青森市大字左堰と大字内真部との境に設置した標柱

ウ 基点第52号から真方位80度30分2, 700メートルの点

エ 基点第53号から真方位82度2, 550メートルの点

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 関係地区 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰

6 その他

(1) この免許の存続期間は平成16年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

小型定置網、底建網又は刺網漁業の網漁具を連結する綱及び土俵等は、漁場区域の境界線を越えて敷設してはならない。

かれい・ひらめ刺網漁業の目的は、3寸5分以上とする。

1 公示番号 西共第41号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称   | 漁業時期               | 漁業の名称   | 漁業時期               |
|-------------|---------|--------------------|---------|--------------------|
| 第1種<br>共同漁業 | あわび漁業   | 1月1日から<br>12月31日まで | ばかがい漁業  | 1月1日から<br>12月31日まで |
|             | あかざらい漁業 | "                  | ほたてがい漁業 | "                  |
|             | たこ漁業    | "                  | ほや漁業    | "                  |
|             | なまこ漁業   | "                  |         | "                  |

(2) 漁場の位置 青森市大字内真部、大字清水、大字前田、大字奥内、大字瀬戸子、大字飛鳥、大字西田沢及び大字油川地先

(3) 漁場の区域 次の基点第53号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。  
ただし、A、B、C、D、E、F、G、H、I及びJの各点を

順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにK、L、M及びNの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにO、P、Q及びRの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第53号 青森市大字左堰と大字内真部との境に設置した標柱

ア 基点第53号から真方位82度2, 800メートルの点

イ 青森市大字西田沢と大字油川との境に設置した標柱(シ)から真方位55度30分2, 800メートルの点

ウ サ(基点第54号から真方位46度30分2, 800メートルの点)とイとを結ぶ直線上、サから150メートルの点

エ ウから真方位226度30分の線とオから真方位125度30分の線との交点

オ カから真方位86度30分580メートルの点

カ キから真方位37度30分250メートルの点

キ 青森市大字油川、市兵衛川右岸に設置した標柱

ク 青森市大字油川、新井田川左岸に設置した標柱

基点第54号 青森市大字油川、油川河口右岸護岸先端から真方位127度30分8メートルの点

A 青森市大字油川、油川河口右岸護岸先端から真方位127度30分8メートルの点

B Aから真方位47度167メートルの点

C AとBとを結ぶ直線に対し、Bから右側夾角108度30分297メートルの点

D BとCとを結ぶ直線に対し、Cから右側夾角90度25メートルの点

E CとDとを結ぶ直線に対し、Dから右側夾角90度15メートルの点

F DとEとを結ぶ直線に対し、Eから右側夾角90度2メートルの点

G EとFとを結ぶ直線に対し、Fから左側夾角90度185メートルの点

H FとGとを結ぶ直線に対し、Gから左側夾角97度30分125メートルの点

- I GとHとを結ぶ直線に対し、Hから左側夾角90度112.9メートルの点
  - J HとIとを結ぶ直線に対し、Iから右側夾角90度30.5メートルの点
  - K 青森市大字油川、天田内川河口右岸護岸先端から真方位128度25.7メートルの点
  - L Kから真方位39度30分30.5メートルの点
  - M KとLとを結ぶ直線に対し、Lから右側夾角90度86.5メートルの点
  - N LとMとを結ぶ直線に対し、Mから右側夾角90度30.5メートルの点
  - O Nから真方位129度13.3メートルの点
  - P Oから真方位39度30分30.5メートルの点
  - Q OとPとを結ぶ直線に対し、Pから右側夾角90度26.5メートルの点
  - R PとQとを結ぶ直線に対し、Qから右側夾角90度30.5メートルの点
- 3 免許予定日 平成16年4月1日
- 4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで
- 5 関係地区 青森市大字内真部、大字清水、大字前田、大字奥内、大字瀬戸子、大字飛鳥、大字西田沢、大字油川、大字羽白、大字三内、大字大野及び大字新城
- 6 その他 この免許の存続期間は平成16年4月1日から平成26年3月31日までとする。



- 1 公示番号 西共第42号
- 2 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称                           | 漁業時期                             |
|-------------|---------------------------------|----------------------------------|
| 第2種<br>共同漁業 | かれい・せい小型定置網漁業<br>いわし・あじ・いか小型定置網 | 1月1日から12月31日まで<br>4月1日から翌年2月末日まで |

| 漁業          |                | 漁業            |
|-------------|----------------|---------------|
| かに刺網漁業      | 1月1日から12月31日まで |               |
| しゃこ刺網漁業     | 4月1日から7月31日まで  |               |
| ちか刺網漁業      | 3月1日から7月31日まで  |               |
| かれい・ひらめ刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで |               |
| あいなめ・せい電漁業  | 1月1日から12月31日まで |               |
| かに電漁業       | 1月1日から12月31日まで |               |
| もすそがい電漁業    | 1月1日から12月31日まで |               |
| 第3種<br>共同漁業 | いわし・ちか地びき網漁業   | 3月1日から9月30日まで |

(2) 漁場の位置 青森市大字内真部、大字清水、大字前田、大字奥内、大字瀬戸子、大字飛鳥、大字西田沢及び大字油川地先

(3) 漁場の区域 次の基点第53号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(小型定置網漁業にあっては、基点第53号、ク、ケ、コ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域)。ただし、A、B、C、D、E、F、G、H、I及びJの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにK、L、M及びNの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにO、P、Q及びRの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第53号 青森市大字左堰と大字内真部との境に設置した標柱

- ア 基点第53号から真方位82度2,800メートルの点
- イ 青森市大字西田沢と大字油川との境に設置した標柱(シ)から真方位55度30分2,800メートルの点
- ウ サ(基点第54号から真方位46度30分2,800メートルの点)とイとを結ぶ直線上、サから150メートルの点
- エ ウから真方位226度30分の線とオから真方位125度30分の線との交点

オ カから真方位86度30分58.0メートルの点  
 カ キから真方位37度30分25.0メートルの点  
 キ 青森市大字油川、市兵衛川右岸に設置した標柱  
 青森市大字油川、新井田川左岸に設置した標柱  
 基点第54号

ク 基点第53号から真方位82度2'、55.0メートルの点  
 ケ シから真方位55度30分2'、45.0メートルの点  
 コ ウから真方位226度30分の線と基点第54号から真方位46度30分2'、20.0メートルの点とケを結び直線との交点

A 青森市大字油川、油川河口右岸護岸先端から真方位127度30分8メートルの点  
 B Aから真方位47度16.7メートルの点  
 C AとBとを結び直線に対し、Bから右側夾角108度30分29.7メートルの点

D BとCとを結び直線に対し、Cから右側夾角90度25.5メートルの点  
 E CとDとを結び直線に対し、Dから右側夾角90度15.5メートルの点  
 F DとEとを結び直線に対し、Eから右側夾角90度2.5メートルの点

G EとFとを結び直線に対し、Fから左側夾角90度18.5メートルの点  
 H FとGとを結び直線に対し、Gから左側夾角97度30分12.5メートルの点  
 I GとHとを結び直線に対し、Hから左側夾角90度11.2.9メートルの点

J HとIとを結び直線に対し、Iから右側夾角90度30.5メートルの点  
 K 青森市大字油川、天田内川河口右岸護岸先端から真方位128度25.7メートルの点

L Kから真方位39度30分30.5メートルの点  
 M KとLとを結び直線に対し、Lから右側夾角90度8.6.

5メートルの点

N LとMとを結び直線に対し、Mから右側夾角90度30.5メートルの点

O Nから真方位129度13.3メートルの点

P Oから真方位39度30分30.5メートルの点

Q OとPとを結び直線に対し、Pから右側夾角90度26.5メートルの点

5メートルの点

R PとQとを結び直線に対し、Qから右側夾角90度30.5メートルの点

5メートルの点

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 関係地区 青森市大字内真部、大字清水、大字前田、大字興内、大字瀬戸子、大字飛鳥、大字西田沢、大字油川、大字羽白、大字三内、大字大野及び大字新城

6 その他  
 (1) この免許の存続期間は平成16年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。  
 小型定置網又は刺網漁業の網漁具を連結する綱及び土俵等は基点第53号とアとを結び線を越えて敷設してはならない。

カレイ・ひらめ刺網漁業の目は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 西共第43号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称    | 漁業時期           | 漁業の名称   | 漁業時期           |
|-------------|----------|----------------|---------|----------------|
| 第1種<br>共同漁業 | あかざらがい漁業 | 1月1日から12月31日まで | なまこ漁業   | 1月1日から12月31日まで |
|             | あさひ漁業    | "              | ばかがい漁業  | "              |
|             | あわび漁業    | "              | ほたてがい漁業 | "              |
|             | いがい漁業    | "              | ほや漁業    | "              |

|      |   |       |   |
|------|---|-------|---|
| うに漁業 | 〃 | わかめ漁業 | 〃 |
|------|---|-------|---|

(2) 漁場の位置 青森市大字道道、大字八重田、大字原別、大字野内、大字久栗坂及び大字浅虫地先

(3) 漁場の区域 次の基点第55号、ア、イ、ウ、エ及び基点第56号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点第55号、カ、キ、ク及びケの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにコ、ク、シ及びスの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにセ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、フ、ヘ、ホ、マ及びメの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにミ、ム、メ、モ、ヤ、ユ、ヨ及びユの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにア、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K及びLの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにM、N、O及びPの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにQ、R、S及びTの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにA、B、C及びDの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにE、F、G、H、I、J及びKの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第55号 青森市堤川右岸防波堤突端

ア 基点第55号から真方位352度30分3、400メートルの点

イ オ (青森市大字原別、野内川左岸に設置した標柱) から真方位316度30分2、800メートルの点  
 ウ オから真方位320度30分2、800メートルの点  
 エ 基点第56号から真方位288度30分2、800メートルの点

基点第56号 青森市と東津軽郡平内町との境の白根崎に設置した標柱

カ 青森市北防波堤西端

キ カから同堤に沿い400メートル東方の同堤上の点

ク ケから真方位350度30分290メートルの点

ケ 青森市大字道道字沢田97番地2号に設置した標柱

コ 青森市大字八重田、赤川右岸に設置した標柱

ク コから真方位352度30分125メートルの点

シ スから真方位336度30分120メートルの点

ス 青森市大字八重田字磯野92番地3号に設置した標柱

セ 青森市大字野内、東日本旅客鉄道第1浦島架道橋の中央線

と線路とが交差する点を通り、線路と直角に交わる線の延長線 (以下「架道橋中心延長線」という。) と最大高潮時海岸線との交点から西方3メートルの最大高潮時海岸線上の点

ソ セを通る架道橋中心延長線との平行線上、セから北方26

メートルの点

タ セとソとを結ぶ直線に対して、直角の線上、ソから東方2

メートルの点

チ タを通る架道橋中心延長線との平行線上チから北方455

メートルの点

ツ タとチとを結ぶ直線に対して直角の線上チから西方203

メートルの点

テ ツを通る架道橋中心延長線との平行線上ツから北方125

メートルの点

ト ツとテとを結ぶ直線に対して直角の線上テから東方18メ

ートルの点

ナ テとトとを結ぶ直線に対してトから左側夾角39度30分

100メートルの点

ニ トとナとを結ぶ直線に対してナから右側夾角20度の直線

とテと又とを結ぶ直線との交点

ヌ ヌとテとを結ぶ直線に対して直角の線上、ナから東方40

0メートルの点

ネ ヌを通る架道橋中心延長線との平行線上、又から南方12

5メートルの点

- ノ エとホとを結び直線に対して直角の線上、ホから西方17  
3メートルの点
- ハ ノを通る架道橋中心延長線との平行線上、ノから南方17  
1メートルの点
- ヒ ノとハとを結び直線に対して直角の線上、ハから東方10  
メートルの点
- フ ヒを通る架道橋中心延長線との平行線上、ヒから南方69  
メートルの点
- ヘ ヒとフとを結び直線に対して直角の線上、フから西方10  
メートルの点
- ホ ヘを通る架道橋中心延長線との平行線上、ヘから南方15  
6.7メートルの点
- マ ヘとホとを結び直線に対してホから左側夾角78度5分3  
0秒197.2メートルの点
- ミ 青森市大字浅虫、浅虫川右岸と最大高潮時海岸線との交点  
△ ミから真方位320度30分134メートルの点
- メ ミと△とを結び直線に対して、△から右側夾角155度7  
5メートルの点
- モ △とメとを結び直線に対して、△から右側夾角149度2  
33メートルの点
- ヤ ヤとモとを結び直線に対して、モから左側夾角154度3  
4メートルの点
- ヰ モとヤとを結び直線に対して、ヤから左側夾角118度1  
54メートルの点
- ユ ヤとヰとを結び直線に対して、ヰから右側夾角90度20  
0メートルの点
- エ ヰとユとを結び直線に対して、ユから右側夾角90度の直  
線と最大高潮時海岸線との交点
- リ ホとエとを結び直線に対して、エから左側夾角191度5  
4分20秒の直線と最大高潮時海岸線との交点
- A 青森市大字野内、野内川右岸河口部日鉾棧橋の浅虫側海岸  
護岸起点から護岸沿いに77メートルの点

- B Aから真方位342度145メートルの点
- C AとBとを結び直線に対して、Bから右側夾角117度3  
0分282メートルの点
- D BとCとを結び直線に対して、Cから左側夾角90度1メ  
ートルの点
- E CとDとを結び直線に対して、Dから右側夾角90度14  
メートルの点
- F DとEとを結び直線に対して、Eから右側夾角90度22  
メートルの点
- G EとFとを結び直線に対して、Fから右側夾角90度14  
メートルの点
- H FとGとを結び直線に対して、Gから右側夾角90度2メ  
ートルの点
- I GとHとを結び直線に対して、Hから左側夾角90度20  
8メートルの点
- J HとIとを結び直線に対して、Iから左側夾角96度30  
分122メートルの点
- K IとJとを結び直線に対して、Jから右側夾角90度6メ  
ートルの点
- L JとKとを結び直線に対して、Kから左側夾角90度14  
メートルの点
- M Lから真方位51度30メートルの点
- N Mから真方位319度30分33メートルの点
- O MとNとを結び直線に対して、Nから右側夾角92度11  
0メートルの点
- P NとOとを結び直線に対して、Oから右側夾角91度36  
メートルの点
- Q Pから真方位45度31メートルの点
- R Qから真方位313度30分34メートルの点
- S QとRとを結び直線に対して、Rから右側夾角90度25  
メートルの点
- T RとSとを結び直線に対して、Sから右側夾角90度30

メートルの点  
 A 青森市大字久栗坂地内国道海岸堤防西方突端に設置した標柱  
 B A から真方位270度17.5メートルの点  
 C D から真方位276度30分27.5メートルの点  
 D 青森市大字浅虫字山下365番に設置した標柱  
 E L から真方位226度15.1メートルの点  
 F L から真方位240度15.5.5メートルの点  
 G L から真方位312度30分56メートルの点  
 H L から真方位277度10.8.5メートルの点  
 I M から真方位288度87.5メートルの点  
 J M から真方位349度42.5メートルの点  
 K M から真方位355度27.5メートルの点  
 L 青森市大字浅虫字山下160番6地先に設置した標柱  
 M 青森市大字浅虫字山下160番4地先に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成16年4月1日
- 4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで
- 5 関係地区 青森市千刈、青柳、港町、合浦、佃、茶屋町、小柳、大字駒込、造道、東造道、八重田、原別、矢作、大字矢田前、大字野内、大字久栗坂及び大字浅虫
- 6 その他 この免許の存続期間は平成16年4月1日から平成26年3月31日までとする。

- 1 公示番号 西共第44号
- 2 免許の内容たるべき事項  
 (1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称            | 漁業時期           |
|-------------|------------------|----------------|
| 第2種<br>共同漁業 | たい・すずき小型定置網漁業    | 1月1日から12月31日まで |
|             | いわし・あじ・いか小型定置網漁業 | 4月1日から翌年2月末日まで |
|             | しゃこ刺網漁業          | 4月1日から7月31日まで  |

|             |              |                |
|-------------|--------------|----------------|
| 第3種<br>共同漁業 | かれい・ひらめ刺網漁業  | 1月1日から12月31日まで |
|             | あいなめ・そい簗漁業   | 1月1日から12月31日まで |
|             | もすそがい簗漁業     | 1月1日から12月31日まで |
|             | かに簗漁業        | 1月1日から12月31日まで |
|             | いわし・ちか地びき網漁業 | 3月1日から9月30日まで  |

(2) 漁場の位置 青森市大字造道、大字八重田、大字原別、大字野内、大字久栗坂及び大字浅虫地先

(3) 漁場の区域 次の基点第55号、ア、イ、ウ、エ及び基点第56号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(小型定置網漁業にあつては、基点第55号、ヨ、ラ、イ、ウ、エ及び基点第56号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域)。ただし、基点第55号、カ、キ、ク及びケの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにコ、サ、シ及びスの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにセ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、フ、ヘ、ホ、ヴ及びリの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにミ、ム、メ、モ、ヤ、ユ、ヨ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにA、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K及びLの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにM、N、O及びPの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにQ、R、S及びTの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにA、B、C及びDの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにE、F、G、H、I、J及びKの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第55号 青森市堤川右岸防波堤突端

ア 基点第55号から真方位352度30分3、400メートルの点

イ オ (青森市大字原別、野内川左岸に設置した標柱) から真方位316度30分2、800メートルの点

ウ オから真方位320度30分2、800メートルの点

エ 基点第56号から真方位288度30分2、800メートルの点

基点第56号 青森市と東津軽郡平内町との境の白根崎に設置した標柱

カ 青森市北防波堤西端

キ カから同堤に沿い400メートル東方の同堤上の点

ク ケから真方位350度30分290メートルの点

ク 青森市大字造道字沢田97番地2号に設置した標柱

コ 青森市大字八重田、赤川右岸に設置した標柱

サ コから真方位352度30分125メートルの点

シ シから真方位336度30分120メートルの点

ス 青森市大字八重田字磯野92番地3号に設置した標柱

セ 青森市大字野内、東日本旅客鉄道第1浦島架道橋の中央線と線路とが交差する点を通り、線路と直角に交わる線の延長線 (以下「架道橋中心延長線」という。) と最大高潮時海岸線との交点から西方3メートルの最大高潮時海岸線上の点

ソ セを通る架道橋中心延長線との平行線上、セから北方26

メートルの点

タ セとソとを結ぶ直線に対して、直角の線上、ソから東方2

メートルの点

チ タを通る架道橋中心延長線との平行線上タから北方455

メートルの点

ツ タとチとを結ぶ直線に対して直角の線上チから西方203

メートルの点

テ ツを通る架道橋中心延長線との平行線上ツから北方125

メートルの点

ト ツとテとを結ぶ直線に対して直角の線上テから東方18メ

ートルの点

ナ テとトとを結ぶ直線に対してトから左側夾角39度30分100メートルの点

ニ トとナとを結ぶ直線に対してナから右側夾角20度の直線とテとヌとを結ぶ直線との交点

ヌ ツとテとを結ぶ直線に対して直角の線上、テから東方40

0メートルの点

ネ ヌを通る架道橋中心延長線との平行線上、ヌから南方12

5メートルの点

ノ ヌとネとを結ぶ直線に対して直角の線上、ネから西方17

3メートルの点

ハ ノを通る架道橋中心延長線との平行線上、ノから南方17

1メートルの点

ヒ ノとハとを結ぶ直線に対して直角の線上、ハから東方10

メートルの点

フ ヒを通る架道橋中心延長線との平行線上、ヒから南方69

メートルの点

ヘ ヒとフとを結ぶ直線に対して直角の線上、フから西方10

メートルの点

ホ ヘを通る架道橋中心延長線との平行線上、ヘから南方15

6.7メートルの点

ヰ ヘとホとを結ぶ直線に対してホから左側夾角78度5分3

0秒197.2メートルの点

㉓ 青森市大字浅虫、浅虫川右岸と最大高潮時海岸線との交点

△ ㉓から真方位320度30分134メートルの点

メ ミと△とを結ぶ直線に対して、△から右側夾角155度7

5メートルの点

モ △とメとを結ぶ直線に対して、メから右側夾角149度2

33メートルの点

ヤ メとモとを結ぶ直線に対して、モから左側夾角154度3

4メートルの点

ヰ モとヤとを結ぶ直線に対して、ヤから左側夾角118度1

54メートルの点



する。

(2) この免許には、次に掲げる制限又は条件を付ける。

小型定置網又は刺網漁業の網漁具を連結する綱及び土俵等は基点第56号と工とを結び線を越えて敷設してはならない。

ほたてがい養殖業を内容とする区画漁業権の漁場区域より沖合に敷設する小型定置網については当該定置網の身網に連結して昼間にあつては、縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を、水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては、電灯その他の照明装置を設置して発光させなければならない。

次の甲、乙、丙、工及び基点第56号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域においては、小型定置網漁業を営んではならない。

- 甲 乙から真方位108度30分の直線と最大高潮時海岸線との交点
  - 乙 青森市大字浅虫裸島西端に設置した標柱
  - 丙 乙から真方位288度30分の直線と、ウ（オ（青森市大字原別、野内川左岸に設置した標柱）から真方位320度30分2, 800メートルの点）と工とを結び直線との交点
  - 工 基点第56号から真方位288度30分2, 800メートルの点
  - 基点第56号 青森市と東津軽郡平内町との境の白根崎に設置した標柱
- かれい・ひらめ刺網漁業の目的は、3寸5分以上とする。

1 公示番号 西共第45号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類       | 漁業の名称   | 漁業の時期              | 漁業の名称   | 漁業の時期              |
|-------------|---------|--------------------|---------|--------------------|
| 第1種<br>共同漁業 | あかさらい漁業 | 1月1日から<br>12月31日まで | なまこ漁業   | 1月1日から<br>12月31日まで |
|             | あさり漁業   | "                  | ふのり漁業   | "                  |
|             | あまのり漁業  | "                  | ほたてがい漁業 | "                  |
|             | あわび漁業   | "                  | ほや漁業    | "                  |
|             | いがい漁業   | "                  | まつも漁業   | "                  |

|      |   |       |   |
|------|---|-------|---|
| うに漁業 | " | もずく漁業 | " |
| かき漁業 | " | わかめ漁業 | " |
| たこ漁業 | " |       |   |

(2) 漁場の位置 東津軽郡平内町地先

(3) 漁場の区域

次の基点第56号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及び基点第57号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、サ、シ及びスの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第56号 青森市と東津軽郡平内町との境の白根崎に設置した標柱

ア 基点第56号から真方位288度30分2, 800メートルの点

イ 東津軽郡平内町大字浪打と大字茂浦との境に設置した標柱から真方位263度30分3, 100メートルの点

ウ 東津軽郡平内町大字茂浦、双子鼻に設置した標柱から真方位286度30分2, 800メートルの点

エ 東津軽郡平内町大字稻生と大字東田沢との境に設置した標柱から真方位295度2, 200メートルの点

オ 東津軽郡平内町大字東田沢、大島北端に設置した標柱(コ)から真方位304度30分2, 800メートルの点

カ コから真方位30分2, 800メートルの点

キ 東津軽郡平内町大字東田沢と大字白砂との境の鼻線崎に設置した標柱から真方位36度2, 800メートルの点

ク 東津軽郡平内町大字浜子と大字清水川との境に設置した標柱から真方位33度30分3, 600メートルの点

ケ 基点第57号から真方位37度30分4, 900メートルの点

基点第57号 東津軽郡平内町と上北郡野辺地町との境に設置した標柱

サ 東津軽郡平内町大字福館、松島に設置した標柱(シ)から真方位318度の直線と最大高潮時海岸線との交点

ス シから真方位236度30分の直線と最大高潮時海岸線との交点

- 3 免許予定日 平成16年4月1日
- 4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで
- 5 関係地区 東津軽郡平内町
- 6 その他 この免許の存続期間は平成16年4月1日から平成26年3月31日までとする。

- 1 公示番号 西共第46号
- 2 免許の内容たるべき事項  
(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称            | 漁業時期             |
|-------------|------------------|------------------|
| 第2種<br>共同漁業 | ちか小型定置網漁業        | 3月1日から7月31日まで    |
|             | かれい・せいじ小型定置網漁業   | 1月1日から12月31日まで   |
|             | たい・すずき小型定置網漁業    | 1月1日から12月31日まで   |
|             | やひいか・こうなご小型定置網漁業 | 1月1日から8月31日まで    |
|             | いわし・あじ・いか小型定置網漁業 | 4月1日から翌年2月末日まで   |
|             | せい・めばる底建網漁業      | 1月1日から12月31日まで   |
|             | かれい・ひらめ・たら底建網漁業  | 1月1日から12月31日まで   |
|             | かに刺網漁業           | 1月1日から12月31日まで   |
|             | さより刺網漁業          | 5月1日から10月31日まで   |
|             | しゃご刺網漁業          | 4月1日から7月31日まで    |
|             | ぼら刺網漁業           | 12月1日から翌年4月30日まで |
|             | かれい・ひらめ刺網漁業      | 1月1日から12月31日まで   |
|             | さめ・たら刺網漁業        | 11月1日から翌年3月31日まで |
|             | あいなめ・せい・たなご刺網漁業  | 1月1日から12月31日まで   |
|             | あいなめ・せい簗漁業       | 1月1日から12月31日まで   |
|             | うに簗漁業            | 1月1日から12月31日まで   |

|             |              |                |
|-------------|--------------|----------------|
|             | かに簗漁業        | 1月1日から12月31日まで |
|             | めすそがい簗漁業     | 1月1日から12月31日まで |
| 第3種<br>共同漁業 | いわし・ちか地びき網漁業 | 3月1日から9月30日まで  |

- (2) 漁場の位置 東津軽郡平内町地先
- (3) 漁場の区域 次の基点第56号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及び基点第57号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、サ、シ及びスの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

- 基点第56号 青森市と東津軽郡平内町との境の白根崎に設置した標柱ア 基点第56号から真方位288度30分2、800メートルの点
- イ 東津軽郡平内町大字浪打と大字茂浦との境に設置した標柱から真方位263度30分3、100メートルの点
- ウ 東津軽郡平内町大字茂浦、双子鼻に設置した標柱から真方位286度30分2、800メートルの点
- エ 東津軽郡平内町大字稲生と大字東田沢との境に設置した標柱から真方位295度2、200メートルの点
- オ 東津軽郡平内町大字東田沢、大島北端に設置した標柱(コ)から真方位304度30分2、800メートルの点
- カ コから真方位30分2、800メートルの点
- キ 東津軽郡平内町大字東田沢と大字白砂との境の鼻線崎に設置した標柱から真方位36度2、800メートルの点
- ク 東津軽郡平内町大字浜子と大字清水川との境に設置した標柱から真方位33度30分3、600メートルの点
- ケ 基点第57号から真方位37度30分4、900メートルの点
- 基点第57号 東津軽郡平内町と上北郡野辺地町との境に設置した標柱サ 東津軽郡平内町大字福館、松島に設置した標柱(シ)から真方位318度の直線と最大高潮時海岸線との交点



- 一 一トルの点
- カ ケとコとを結ぶ直線に対してコから右側夾角 9 0 度 3 0 分 2 0 3 メートルの点
- シ 野辺地港防波堤と埋立護岸の接点
- ヌ シから真方位 3 4 2 度 3 0 分 1 5 4 メートルの点
- セ シとスとを結ぶ直線に対してスから右側夾角 4 3 度 3 0 分 1 2 8 メートルの点
- ソ スとセとを結ぶ直線に対してセから左側夾角 1 4 0 度 8 メートルの点
- タ セとソとを結ぶ直線に対してソから左側夾角 1 2 5 度 1 2 8 メートルの点
- チ ソとタとを結ぶ直線に対してタから右側夾角 4 0 度 1 8 7 メートルの点
- ツ タとチとを結ぶ直線に対してチから左側夾角 9 0 度 8 4 メートルの点
- テ チとツとを結ぶ直線に対してツから右側夾角 1 5 5 度 1 8 メートルの点
- ト ツとテとを結ぶ直線に対してテから右側夾角 1 3 4 度 1 6 メートルの点
- ナ テとトとを結ぶ直線に対してトから右側夾角 1 4 2 度 1 5 メートルの点
- ニ トとナとを結ぶ直線に対してナから右側夾角 1 4 8 度 7 メートルの点
- ヌ ナとニとを結ぶ直線に対してニから右側夾角 1 5 6 度 3 0 分 5 メートルの点
- ネ ニとヌとを結ぶ直線に対してヌから左側夾角 1 0 0 度 1 0 0 メートルの点
- ノ ノとネとを結ぶ直線に対してネから右側夾角 1 4 1 度 3 0 分 9 0 メートルの点
- ハ ハとノとを結ぶ直線に対してノから右側夾角 4 2 度 6 0 メートルの点
- ヒ 馬門川右岸護岸と馬門海岸護岸とが交わる角から海岸護岸

- 沿線上東方 5 メートルの点
- ワ ヒから真方位 5 9 度 3 0 分 3 8 メートルの点
- ヘ ヒとワとを結ぶ直線に対してワから右側夾角 9 0 度 5 0 メートルの点
- ホ ワとヘとを結ぶ直線に対してヘから左側夾角 9 0 度 5 2 7 メートルの点
- マ マとホとを結ぶ直線に対してホから右側夾角 1 1 0 度 2 4 7 メートルの点
- ミ ホとマとを結ぶ直線に対してマから右側夾角 9 0 度 1 0 9 7 メートルの点
- ム ムとミとを結ぶ直線に対してミから右側夾角 8 0 度 2 2 2 メートルの点
- メ ミとムとを結ぶ直線に対してムから右側夾角 1 2 0 度 1 8 5 メートルの点
- モ ムとメとを結ぶ直線に対してメから左側夾角 1 2 4 度 2 6 5 メートルの点
- ヤ ヤとモとを結ぶ直線に対してモから左側夾角 1 6 5 度 3 0 分 4 5 メートルの点
- ユ ユとヤとを結ぶ直線に対してヤから左側夾角 1 7 5 度 5 2 5 メートルの点
- ヨ ヤとユとを結ぶ直線に対してユから左側夾角 1 5 7 度 3 0 分 2 7 2 メートルの点
- ラ ヲとヨとを結ぶ直線に対してヨから右側夾角 1 5 1 度 9 2 メートルの点
- リ ヲとラとを結ぶ直線に対してラから右側夾角 1 1 6 度 1 8 0 メートルの点
- 3 免許予定日 平成 1 6 年 4 月 1 日
- 4 申請期間 平成 1 6 年 1 月 5 日から同年 2 月 2 7 日まで
- 5 関係地区 上北郡野辺地町
- 6 その他 この免許の存続期間は平成 1 6 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までとする。

- 1 公示番号 西共第48号
- 2 免許の内容たるべき事項

( 1 ) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類          | 漁業の名称            | 漁業時期             |
|---------------|------------------|------------------|
| 第 2 種<br>共同漁業 | ちか小型定置網漁業        | 3月1日から7月31日まで    |
|               | やひいか・こうなご小型定置網漁業 | 1月1日から8月31日まで    |
| 第 3 種<br>共同漁業 | いわし・あじ・いか小型定置網漁業 | 4月1日から翌年2月末日まで   |
|               | かれい・ひらめ・たら底建網漁業  | 1月1日から12月31日まで   |
|               | かに刺網漁業           | 1月1日から12月31日まで   |
|               | しやこ刺網漁業          | 4月1日から7月31日まで    |
|               | ちか刺網漁業           | 3月1日から7月31日まで    |
|               | ぼら刺網漁業           | 12月1日から翌年4月30日まで |
| 第 3 種<br>共同漁業 | かれい・ひらめ刺網漁業      | 1月1日から12月31日まで   |
|               | あいなめ・そい籠漁業       | 1月1日から12月31日まで   |
|               | かに籠漁業            | 1月1日から12月31日まで   |
| 第 3 種<br>共同漁業 | もすそがい籠漁業         | 1月1日から12月31日まで   |
|               | いわし・ちか地びき網漁業     | 3月1日から9月30日まで    |

( 2 ) 漁場の位置 上北郡野辺地町地先

( 3 ) 漁場の区域 次の基点第57号、ア、イ及び基点第58号の各点を順次に

結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、  
 エ、オ、ケ、ク、サ、カ、キ及びエの各点を順次に結んだ線に  
 よって囲まれた区域並びにシ、ヌ、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、  
 ト、ナ、ニ、ヌ、ノ、ハ及びジの各点を順次に結んだ線に  
 よって囲まれた区域並びにヒ、フ、ヘ、ホ、マ、ミ、ム、メ、  
 モ、ヤ、ユ、ヨ、ラ、リ及びビの各点を順次に結んだ線によっ  
 て囲まれた区域を除く。

基点第57号 東津軽郡平内町と上北郡野辺地町との境に設置した標柱

ア 基点第57号から真方位37度30分4、900メートルの点

イ 基点第58号から真方位293度30分3、340メートルの点

基点第58号 上北郡野辺地町と横浜町との境に設置した標柱

ウ 野辺地港西防波堤西側付根から防波堤西側沿線上、北に8

3メートルの点

エ ウから真方位291度30分10メートルの点

オ ウとエとを結ぶ直線に対してエから右側夾角90度155

メートルの点

カ エとオとを結ぶ直線に対してオから右側夾角90度25メ

ートルの点

キ オとカとを結ぶ直線に対してカから右側夾角90度155

メートルの点

ク 野辺地港西防波堤西側先端

ケ クとオとを結ぶ直線に対してオから右側夾角93度203

メートルの点

コ オとケとを結ぶ直線に対してケから右側夾角88度25メ

ートルの点

サ ケとコとを結ぶ直線に対してコから右側夾角90度30分

203メートルの点

シ 野辺地港防波堤と埋立護岸の接点

ス シから真方位342度30分154メートルの点

セ シとスとを結ぶ直線に対してスから右側夾角43度30分

128メートルの点

ソ スとセとを結ぶ直線に対してセから左側夾角140度8メ

ートルの点

タ セとソとを結ぶ直線に対してソから左側夾角125度12

8メートルの点

チ ソとタとを結ぶ直線に対してタから右側夾角40度187

メートルの点

- ウ タとチとを結ぶ直線に対してチから左側夾角 9 0 度 8 4 ヶメートルの点
- エ チとツとを結ぶ直線に対してツから右側夾角 1 5 5 度 1 8 ヶメートルの点
- フ ツとチとを結ぶ直線に対してチから右側夾角 1 3 4 度 1 6 ヶメートルの点
- ナ チとトとを結ぶ直線に対してトから右側夾角 1 4 2 度 1 5 ヶメートルの点
- ニ トとナとを結ぶ直線に対してナから右側夾角 1 4 8 度 7 ヶメートルの点
- ヌ ナとヒとを結ぶ直線に対してヒから右側夾角 1 5 6 度 3 0 分 5 ヶメートルの点
- ネ ニとヒとを結ぶ直線に対してヒから左側夾角 1 0 0 度 1 0 分 0 ヶメートルの点
- ノ ノとネとを結ぶ直線に対してネから右側夾角 1 4 1 度 3 0 分 9 0 ヶメートルの点
- ハ ハとノとを結ぶ直線に対してノから右側夾角 4 2 度 6 0 ヶメートルの点
- ヒ 馬門川右岸護岸と馬門海岸護岸とが交わる角から海岸護岸沿線上東方 5 ヶメートルの点
- フ フヒから真方位 5 9 度 3 0 分 3 8 ヶメートルの点
- ヘ ヒとフとを結ぶ直線に対してフから右側夾角 9 0 度 5 0 ヶメートルの点
- ホ フとヘとを結ぶ直線に対してヘから左側夾角 9 0 度 5 2 分 7 ヶメートルの点
- エ エとホとを結ぶ直線に対してホから右側夾角 1 1 0 度 2 4 分 7 ヶメートルの点
- ミ ホとエとを結ぶ直線に対してエから右側夾角 9 0 度 1 0 9 分 7 ヶメートルの点
- ム ムとミとを結ぶ直線に対してミから右側夾角 8 0 度 2 2 ヶメートルの点
- メ ミとムとを結ぶ直線に対してムから右側夾角 1 2 0 度 1 8 分 5 ヶメートルの点

5 ヶメートルの点

エ ムとメとを結ぶ直線に対してメから左側夾角 1 2 4 度 2 6 分 5 ヶメートルの点

5 ヶメートルの点

ヤ ムとモとを結ぶ直線に対してモから左側夾角 1 6 5 度 3 0 分 4 5 ヶメートルの点

ユ モとヤとを結ぶ直線に対してヤから左側夾角 1 7 5 度 5 2 分 5 ヶメートルの点

5 ヶメートルの点

ヨ ヤとユとを結ぶ直線に対してユから左側夾角 1 5 7 度 3 0 分 2 7 分 2 ヶメートルの点

ユ ヨとヨとを結ぶ直線に対してヨから右側夾角 1 5 1 度 9 2 分 ヶメートルの点

ユ ヨとラとを結ぶ直線に対してラから右側夾角 1 1 6 度 1 8 分 ヶメートルの点

ユ ヨとラとを結ぶ直線に対してラから右側夾角 1 1 6 度 1 8 分 ヶメートルの点

ユ ヨとラとを結ぶ直線に対してラから右側夾角 1 1 6 度 1 8 分 ヶメートルの点

ユ ヨとラとを結ぶ直線に対してラから右側夾角 1 1 6 度 1 8 分 ヶメートルの点

ユ ヨとラとを結ぶ直線に対してラから右側夾角 1 1 6 度 1 8 分 ヶメートルの点

ユ ヨとラとを結ぶ直線に対してラから右側夾角 1 1 6 度 1 8 分 ヶメートルの点

ユ ヨとラとを結ぶ直線に対してラから右側夾角 1 1 6 度 1 8 分 ヶメートルの点

ユ ヨとラとを結ぶ直線に対してラから右側夾角 1 1 6 度 1 8 分 ヶメートルの点

ユ ヨとラとを結ぶ直線に対してラから右側夾角 1 1 6 度 1 8 分 ヶメートルの点

ユ ヨとラとを結ぶ直線に対してラから右側夾角 1 1 6 度 1 8 分 ヶメートルの点

ユ ヨとラとを結ぶ直線に対してラから右側夾角 1 1 6 度 1 8 分 ヶメートルの点

ユ ヨとラとを結ぶ直線に対してラから右側夾角 1 1 6 度 1 8 分 ヶメートルの点

ユ ヨとラとを結ぶ直線に対してラから右側夾角 1 1 6 度 1 8 分 ヶメートルの点

ユ ヨとラとを結ぶ直線に対してラから右側夾角 1 1 6 度 1 8 分 ヶメートルの点

ユ ヨとラとを結ぶ直線に対してラから右側夾角 1 1 6 度 1 8 分 ヶメートルの点

ユ ヨとラとを結ぶ直線に対してラから右側夾角 1 1 6 度 1 8 分 ヶメートルの点

ユ ヨとラとを結ぶ直線に対してラから右側夾角 1 1 6 度 1 8 分 ヶメートルの点

ユ ヨとラとを結ぶ直線に対してラから右側夾角 1 1 6 度 1 8 分 ヶメートルの点

ユ ヨとラとを結ぶ直線に対してラから右側夾角 1 1 6 度 1 8 分 ヶメートルの点

ユ ヨとラとを結ぶ直線に対してラから右側夾角 1 1 6 度 1 8 分 ヶメートルの点

ユ ヨとラとを結ぶ直線に対してラから右側夾角 1 1 6 度 1 8 分 ヶメートルの点

ユ ヨとラとを結ぶ直線に対してラから右側夾角 1 1 6 度 1 8 分 ヶメートルの点

ユ ヨとラとを結ぶ直線に対してラから右側夾角 1 1 6 度 1 8 分 ヶメートルの点

ユ ヨとラとを結ぶ直線に対してラから右側夾角 1 1 6 度 1 8 分 ヶメートルの点

ユ ヨとラとを結ぶ直線に対してラから右側夾角 1 1 6 度 1 8 分 ヶメートルの点

ユ ヨとラとを結ぶ直線に対してラから右側夾角 1 1 6 度 1 8 分 ヶメートルの点

(1) この免許の存続期間は平成 1 6 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

小型定置網、底建網又は刺網漁業の網漁具を連結する網及び土俵等は漁場区域の境界線を越えて敷設してはならない。

小型定置網には標識を設置すること。

かれい・ひらめ刺網漁業の目は、3 寸 5 分以上とする。

1 公示番号 西共第 4 9 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類  | 漁業の名称    | 漁業時期     | 漁業の名称 | 漁業時期           |
|-------|----------|----------|-------|----------------|
| 第 1 種 | あかざらがい漁業 | 12月31日まで | なまこ漁業 | 1月1日から12月31日まで |



する。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

小型定置網、底建網又は刺網漁業の網漁具を連結する網及び土俵等は漁場区域の境界線を越えて敷設してはならない。

かれい・ひらめ刺網漁業の目的は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 西共第51号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称    | 漁業時期               | 漁業の名称   | 漁業時期               |
|-------------|----------|--------------------|---------|--------------------|
| 第1種<br>共同漁業 | あかざらがい漁業 | 1月1日から<br>12月31日まで | ばかがい漁業  | 1月1日から<br>12月31日まで |
|             | あさり漁業    | "                  | はまぐり漁業  | "                  |
|             | いがい漁業    | "                  | ほたてがい漁業 | "                  |
|             | うに漁業     | "                  | ほや漁業    | "                  |
|             | かき漁業     | "                  | あわび漁業   | "                  |
|             | なまこ漁業    | "                  | ふじつば漁業  | "                  |
|             | なみのこがい漁業 | "                  |         |                    |

(2) 漁場の位置 むつ市大字中野沢、大字奥内、真砂町、文京町、大平町、並川町、旭町、大湊新町、大字大平、大湊浜町、大湊上町、川守町、宇田町、大湊町、桜木町、大字大湊及び大字城ヶ沢地先

(3) 漁場の区域 次の基点第59号、ア、イ及び基点第60号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点第61号、ウ、エ及び基点第62号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次のオ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにケ、コ及びサの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

基点第59号 上北郡横浜町とむつ市との境の境川尻に設置した標柱

ア 基点第59号から真方位277度30分3、700メートル

ルの点

イ むつ市大字奥内と大字田名部との境の赤川尻に設置した標柱(基点第60号)から真方位228度3、500メートルの点

ウ むつ市大字田名部、下北ふ頭南端(基点第61号)から真方位168度30分7、000メートルの点

エ むつ市と下北郡川内町との境に設置した標柱(基点第62号)から真方位157度30分3、540メートルの点

オ むつ市大字大平、大平棧橋(以下「大平棧橋」という。)基部から90メートルの埋立護岸上の点

カ オから大平棧橋の沿直線の平行線上320メートルの点

キ クから大平棧橋の沿直線の平行線上320メートルの点

ク むつ市大字大平、大湊船留防波堤突端

ケ むつ市大字大平、大荒川右岸に設置した標柱

コ ケから真方位141度30分250メートルの点

サ むつ市大字田名部、下北ふ頭西端

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 関係地区 むつ市大湊町、桜木町、川守町、大湊上町、大湊浜町、大湊新町、大平町、文京町、並川町、山田町、旭町、真砂町、大字大湊、大字城ヶ沢、大字奥内及び大字中野沢

6 その他 この免許の存続期間は平成16年4月1日から平成26年3月31日までとする。

- 1 公示番号 西共第52号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称            | 漁業時期           |
|-------------|------------------|----------------|
| 第2種<br>共同漁業 | ちか小型定置網漁業        | 3月1日から7月31日まで  |
|             | いわし・あじ・いか小型定置網漁業 | 4月1日から翌年2月末日まで |

|             |                            |
|-------------|----------------------------|
| かに刺網漁業      | 1月1日から12月31日まで             |
| しゃご刺網漁業     | 4月1日から12月31日まで             |
| ちか刺網漁業      | 3月1日から7月31日まで              |
| ぼら刺網漁業      | 12月1日から翌年4月30日まで           |
| かれい・ひらめ刺網漁業 | 1月1日から12月31日まで             |
| あいなめ・そい簗漁業  | 1月1日から12月31日まで             |
| かに簗漁業       | 1月1日から12月31日まで             |
| もすそがい簗漁業    | 1月1日から12月31日まで             |
| 第3種 共同漁業    | いわし・ちか地びき網漁業 3月1日から9月30日まで |

(2) 漁場の位置 むつ市大字中野沢、大字奥内、真砂町、文京町、大平町、並川町、旭町、大湊新町、大字大平、大湊浜町、大湊上町、川守町、宇田町、大湊町、桜木町、大字大湊及び大字城ヶ沢地先

(3) 漁場の区域 次の基点第59号、ア、イ及び基点第60号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点第61号、ウ、エ及び基点第62号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次のオ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにケ、コ及びサの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

- 基点第59号 上北郡横浜町とむつ市との境の境川尻に設置した標柱
- ア 基点第59号から真方位277度30分3、700メートルの点
- イ むつ市大字奥内と大字田名部との境の赤川尻に設置した標柱 (基点第60号) から真方位228度3、500メートルの点
- ウ むつ市大字田名部、下北ふ頭南端 (基点第61号) から真方位168度30分7、000メートルの点
- エ むつ市と下北郡川内町との境に設置した標柱 (基点第62号) から真方位157度30分3、540メートルの点

オ むつ市大字大平、大平棧橋 (以下「大平棧橋」という。)

基部から90メートルの埋立護岸上の点

- カ オから大平棧橋の沿直線の平行線上320メートルの点
  - キ クから大平棧橋の沿直線の平行線上320メートルの点
  - ク むつ市大字大平、大湊船留防波堤突端
  - ケ むつ市大字大平、大荒川右岸に設置した標柱
  - コ ケから真方位141度30分250メートルの点
  - サ むつ市大字田名部、下北ふ頭西端
- 3 免許予定日 平成16年4月1日
- 4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで
- 5 関係地区 むつ市大湊町、桜木町、宇田町、川守町、大湊上町、大湊浜町、大湊新町、大平町、文京町、並川町、山田町、旭町、真砂町、大字大湊、大字城ヶ沢、大字奥内及び大字中野沢
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は平成16年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

小型定置網又は刺網漁業の網漁具を連結する綱及び土俵等は漁場区域の境界線を越えて敷設してはならない。

ほたてがい養殖業を内容とする区画漁業権の漁場区域より沖合に敷設する小型定置網については、当該定置網の身網に連結して昼間において縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間において電灯その他の照明装置を設置して発光させなければならぬ。

かれい・ひらめ刺網漁業の目は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 西共第53号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称  | 漁業時期   | 漁業の名称 | 漁業時期   |
|------|--------|--------|-------|--------|
| 第1種  | あかがい漁業 | 1月1日から | なまご漁業 | 1月1日から |

|          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 共同漁業     | 12月31日まで | 12月31日まで |
| あかざらがい漁業 | "        | "        |
| あさじ漁業    | "        | なまのこがい漁業 |
| いかがい漁業   | "        | ばかがい漁業   |
| うに漁業     | "        | はまぐり漁業   |
| かき漁業     | "        | ほたてがい漁業  |
|          | "        | ほや漁業     |
|          | "        | "        |

(2) 漁場の位置 むつ市大字田名部、南赤川町、松原町及び港町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第60号、ア、イ及び基点第61号の各点を順次に

結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第60号 むつ市大字奥内と大字田名部との境の赤川尻に設置した標

柱

ア 基点第60号から真方位288度3, 500メートルの点

イ 基点第61号から真方位168度30分7, 000メートルの点

ルの点

基点第61号 むつ市大字田名部、下北ふ頭南端

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 関係地区 むつ市中央、金谷、小川町、本町、田名部町、柳町、栗山町、横

迎町、上川町、新町、海老川町、緑町、下北町、港町、仲町、若松

町、昭和町、金曲、南町、赤川町、松原町、大曲、南赤川町、大字

田名部、緑ヶ丘、十二林、美里町、若生町、松山町、下北郡東通村

大字蒲野沢、大字大利及び大字目名

6 その他 この免許の存続期間は平成16年4月1日から平成26年3月3

1日までとする。

~~~~~

1 公示番号 西共第54号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
------	-------	------

第2種 共同漁業	ちか小型定置網漁業 いわし・あじ・いかがい小型定置網 漁業	3月1日から7月31日まで 4月1日から翌年2月末日まで
	かに刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	しゃこ刺網漁業	4月1日から12月31日まで
	ちか刺網漁業	3月1日から7月31日まで
	ぼら刺網漁業	12月1日から翌年4月30日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい漁業	1月1日から12月31日まで
	かに籠漁業	1月1日から12月31日まで
	もすそがい籠漁業	1月1日から12月31日まで
第3種 共同漁業	いわし・ちか地びき網漁業	3月1日から9月30日まで

(2) 漁場の位置 むつ市大字田名部、南赤川町、松原町及び港町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第60号、ア、イ及び基点第61号の各点を順次に

結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第60号 むつ市大字奥内と大字田名部との境の赤川尻に設置した標

柱

ア 基点第60号から真方位288度3, 500メートルの点

イ 基点第61号から真方位168度30分7, 000メートルの点

ルの点

基点第61号 むつ市大字田名部、下北ふ頭南端

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 関係地区 むつ市中央、金谷、小川町、本町、田名部町、柳町、栗山町、横

迎町、上川町、新町、海老川町、緑町、下北町、港町、仲町、若松

町、昭和町、金曲、南町、赤川町、松原町、大曲、南赤川町、大字

田名部、緑ヶ丘、十二林、美里町、若生町、松山町、下北郡東通村

大字蒲野沢、大字大利及び大字目名

6 その他

(1) この免許の存続期間は平成16年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

小型定置網又は刺網漁業の網漁具を連結する網及び土俵等は漁場区域の境界線を越えて敷設してはならない。

かれい・ひらめ刺網漁業の目は、3寸5分以上とする。

1 公示番号 西共第55号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第1種 共同漁業	あかざらがいがい漁業	1月1日から12月31日まで	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	"	ばかがいがい漁業	"
	あまのり漁業	"	はまぐり漁業	"
	あわび漁業	"	ふのり漁業	"
	いがいがい漁業	"	ほたてがいがい漁業	"
	いわむし漁業	"	ほや漁業	"
	うに漁業	"	もずく漁業	"
	たこ漁業	"	わかめ漁業	"
	てんぐさ漁業	"		

(2) 漁場の位置 下北郡川内町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第62号、ア、イ及び基点第63号の各点を順次に

結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第62号 むつ市と下北郡川内町との境に設置した標柱

ア 基点第62号から真方位157度30分3, 540メートル

ルの点

イ 基点第63号から真方位168度30分3, 700メートル

ルの点

基点第63号 下北郡川内町と脇野沢村との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 関係地区 下北郡川内町

6 その他 この免許の存続期間は平成16年4月1日から平成26年3月31日までとする。

1 公示番号 西共第56号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種 共同漁業	ちか小型定置網漁業	3月1日から7月31日まで
	ます小型定置網漁業	5月1日から11月30日まで
	やりいか・こうなご小型定置網漁業	1月1日から8月31日まで
	いわし・あじ・いか小型定置網漁業	4月1日から翌年2月末日まで
	そい・めばる底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ・たら底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	さより刺網漁業	5月1日から10月31日まで
	ちか刺網漁業	3月1日から7月31日まで
	かに・しゃこ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
第3種 共同漁業	かに籠漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい籠漁業	1月1日から12月31日まで
	もすそがいがい籠漁業	1月1日から12月31日まで
共同漁業	いわし・ちか地びき網漁業	3月1日から9月30日まで

(2) 漁場の位置 下北郡川内町地先

(3) 漁場の区域 次の基点第62号、ア、イ及び基点第63号の各点を順次に

結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 6 2 号 むつ市と下北郡川内町との境に設置した標柱

ア 基点第 6 2 号から真方位 1 5 7 度 3 0 分 3 , 5 4 0 メートルの点

イ 基点第 6 3 号から真方位 1 6 8 度 3 0 分 3 , 7 0 0 メートルの点

基点第 6 3 号 下北郡川内町と脇野沢村との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成 1 6 年 4 月 1 日

4 申請期間 平成 1 6 年 1 月 5 日から同年 2 月 2 7 日まで

5 関係地区 下北郡川内町

6 その他

(1) この免許の存続期間は平成 1 6 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

小型定置網、底建網又は刺網漁業の網漁具を連結する網及び土俵等は漁場区域の境界線を越えて敷設してはならない。

かれい・ひらめ刺網漁業の目は、3 寸 5 分以上とする。

1 公示番号 西共第 5 7 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 共同漁業	あかざらがい漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで	ふのり漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
	あさり漁業	"	ほたてがい漁業	"
	あまのり漁業	"	ほや漁業	"
	あわび漁業	"	まつも漁業	"
	いがい漁業	"	もずく漁業	"
	うに漁業	"	わかめ漁業	"
	たこ漁業	"	うみぞうめん漁業	"

なまこ漁業

"

(2) 漁場の位置 下北郡脇野沢村地先

(3) 漁場の区域 次の基点第 6 3 号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第 2 5 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 6 3 号 下北郡川内町と脇野沢村との境に設置した標柱

ア 基点第 6 3 号から真方位 1 6 8 度 3 0 分 3 , 7 0 0 メートルの点

イ 下北郡脇野沢村大字脇野沢、牛ノ首崎突端から真方位 1 5 4 度 3 0 分 2 , 8 0 0 メートル

ウ 下北郡脇野沢村大字脇野沢芋田に設置した標柱から真方位 2 0 6 度 3 0 分 1 , 9 0 0 メートル

エ 下北郡脇野沢村大字脇野沢、貝崎突端から真方位 2 4 5 度 3 0 分 1 , 9 0 0 メートルの点

オ 下北郡脇野沢村大字脇野沢、大崎突端から真方位 2 7 2 度 3 0 分 1 , 9 0 0 メートルの点

カ 基点第 2 5 号から真方位 2 7 7 度 3 0 分 3 , 7 0 0 メートルの点

基点第 2 5 号 下北郡脇野沢村と佐井村との境に設置した標柱

3 免許予定日 平成 1 6 年 4 月 1 日

4 申請期間 平成 1 6 年 1 月 5 日から同年 2 月 2 7 日まで

5 関係地区 下北郡脇野沢村

6 その他 この免許の存続期間は平成 1 6 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までとする。

1 公示番号 西共第 5 8 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 2 種	たい・すずき小型定置網漁業	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

共同漁業	やしいか・こうなご小型定置網漁業	1月1日から8月31日まで
	いわし・あじ・いか小型定置網漁業	4月1日から翌年2月末日まで
	かれい・ひらめ・たら底建網漁業	1月1日から12月31日まで
	かに刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	ちか刺網漁業	3月1日から7月31日まで
	かれい・ひらめ刺網漁業	1月1日から12月31日まで
	あいなめ・そい籠漁業	1月1日から12月31日まで
	かに籠漁業	1月1日から12月31日まで
	もすそがい籠漁業	1月1日から12月31日まで
第 3 種 共同漁業	いわし地ひき網漁業	4月1日から9月30日まで

(2) 漁場の位置 下北郡脇野沢村地先

(3) 漁場の区域 次の基点第63号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第25号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点第63号 下北郡川内町と脇野沢村との境に設置した標柱
- ア 基点第63号から真方位168度30分3, 700メートルの点
- イ 下北郡脇野沢村大字脇野沢、牛ノ首崎突端から真方位154度30分2, 800メートルの点
- ウ 下北郡脇野沢村大字脇野沢字芋田に設置した標柱から真方位206度30分3, 700メートルの点
- エ 下北郡脇野沢村大字脇野沢、貝崎突端から真方位245度30分3, 700メートルの点
- オ 下北郡脇野沢村大字脇野沢、大崎突端から真方位272度30分3, 700メートルの点
- カ 基点第25号から真方位277度30分3, 700メートルの点

- 基点第25号 下北郡脇野沢村と佐井村との境に設置した標柱
- 3 免許予定日 平成16年4月1日
- 4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで
- 5 関係地区 下北郡脇野沢村
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は平成16年4月1日から平成26年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

小型定置網、底建網又は刺網漁業の網漁具に連結する網及び土俵等は漁場区域の境界線を越えて敷設してはならない。

小型定置網に標識を設置すること。ただし、ほたてがい養殖業を内容とする区画漁業種の漁場区域より沖合に敷設する小型定置網については当該定置網の身網に連結して昼間にあつては、縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明装置を設置して発光させなければならない。

かれい・ひらめ刺網漁業の目的は、3寸5分以上とする。

- 1 公示番号 西区第101号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	あわび垂下式養殖業、こんぶ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡三厩村大字宇鉄字上宇鉄地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 基点西区第101号(東津軽郡三厩村大字宇鉄地先海岸護岸西側基部)から真方位80度115メートル(消波堤陸側の西端)の点
- イ アから真方位219度30分125メートルの点
- ウ エから真方位219度30分125メートルの点

工 基点西区第101号から真方位112度30分31.5メートル(消波堤陸側の東端)の点

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 東津軽郡三厩村字本町、字中浜、字増川、字東町、大字算用師、大字宇鉄字釜野沢、大字宇鉄字上宇鉄、大字宇鉄字川柱、大字宇鉄字四枚橋、大字宇鉄字梨ノ木間、大字宇鉄字藤島、大字宇鉄字鱒泊、大字宇鉄字元宇鉄及び大字宇鉄字六条間

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

1 公示番号 西区第102号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業、 ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡三厩村字増川及び字東町地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって

囲まれた区域

ア イから真方位303度30分600メートルの点

イ オ(基点第46号(東津軽郡三厩村と今別町との境に設置した標柱)から真方位8度30分900メートルの点)から真方位303度30分50メートルの点

ウ カ(基点第46号から8度30分600メートルの点)から真方位303度30分50メートルの点

エ ウから真方位303度30分700メートルの点

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 東津軽郡三厩村字本町、字中浜、字増川、字東町、大字算用師、大字宇鉄字釜野沢、大字宇鉄字上宇鉄、大字宇鉄字川柱、大字宇鉄字四枚橋、大字宇鉄字梨ノ木間、大字宇鉄字藤島、大字宇鉄字鱒泊、大字宇鉄字元宇鉄及び大字宇鉄字六条間

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

1 公示番号 西区第103号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡今別町大字浜名及び大字今別地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって

囲まれた区域

ア 基点西区第103号(東津軽郡今別町、今別漁港防波堤基部)から真方位325度30分1, 300メートルの点

イ アから真方位92度30分1, 200メートルの点
ウ エから真方位92度30分1, 200メートルの点
エ アから真方位180度30分330メートルの点

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 東津軽郡今別町大字浜名、大字今別、大字村元及び大字山崎

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

ア、イ、ウ及びエの各点に、昼間にあつては、縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さ設置し、ア及びイの点には夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

1 公示番号 西区第104号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	こんぶ・わかめ延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡今別町大字大泊地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点第47号(東津軽郡今別町大字山崎と大字大泊との境に設置した標柱)から真方位290度30分900メートルの点

イ アから真方位20度30分500メートルの点

ウ エから真方位20度30分500メートルの点

エ 基点第47号から真方位290度30分700メートルの点

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 東津軽郡今別町大字大泊

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

1 公示番号 西区第105号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	えごのり延縄式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡今別町大字襲月地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 東津軽郡今別町高野崎に設置した標柱から真方位252度30分170メートルの点

イ アから真方位217度30分400メートルの点

ウ エから真方位217度30分400メートルの点

エ アから真方位307度30分60メートルの点

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 東津軽郡今別町大字襲月

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

1 公示番号 西区第106号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区画漁業	わかめ・こんぶ延縄式養殖業、 うに垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡平館村大字石崎字元宇田地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって
囲まれた区域

- ア 基点西区第106号(東津軽郡平館村大字石崎、金釜岩(鉾ヶ崎の東側)から500メートル南側の海浜に設置した標柱)から真方位41度30分1,000メートルの点
- イ オ(東津軽郡平館村大字石崎字元宇田地先、平館(石崎)海港西側の離岸堤東端)から真方位26度30分1,250メートルの点
- ウ オから真方位26度30分20メートルの点
- エ 基点西区第106号から真方位41度30分1000メートルの点

- 3 免許予定日 平成16年4月1日
- 4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで
- 5 地元地区 東津軽郡平館村大字石崎
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。
養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しななければならない。

- 1 公示番号 西区第107号
 - 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種	わかめ・こんぶ延縄式養殖業、	1月1日から12月31日まで

区画漁業	うに垂下式養殖業
------	----------

(2) 漁場の位置 東津軽郡平館村大字石崎字弥蔵釜地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって
囲まれた区域

- ア キ(東津軽郡平館村大字石崎、頃々川右岸に設置した標柱)から真方位26度30分1,100メートルの点
- イ オ(基点西区第107号(東津軽郡平館村大字石崎字弥蔵釜、石崎電話中継所道路端門柱の西側の海浜に設置した標柱)から真方位37度30分1,100メートルの点)とアとを結ぶ直線上オから280メートルの点
- ウ カ(基点西区第107号から真方位37度30分1000メートルの点)とエとを結ぶ直線上カから280メートルの点
- エ キから真方位26度30分1000メートルの点

- 3 免許予定日 平成16年4月1日
- 4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで
- 5 地元地区 東津軽郡平館村大字石崎
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。
養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しななければならない。

- 1 公示番号 西区第108号
 - 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区画漁業	わかめ・こんぶ延縄式養殖業、 うに垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡平館村大字石崎字石崎沢地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって

囲まれた区域

ア 基点西区第108号(東津軽郡平館村大字石崎字弥蓋釜、石崎電話中継所道路端門柱の西側の海浜に設置した標柱)から真方位37度30分1、100メートルの点
 イ オ(東津軽郡平館村大字石崎字石崎沢、春日神社海側鳥居基部に設置した標柱)から真方位56度30分1、000メートルの点
 ウ オから真方位56度30分100メートルの点
 エ 基点西区第108号から真方位37度30分100メートルの点

アの点

- 3 免許予定日 平成16年4月1日
- 4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで
- 5 地元地区 東津軽郡平館村大字石崎
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設

しなければならない。

- 1 公示番号 西区第109号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡平館村大字根岸字小川、大字野田、大字今津及び大字石浜地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西区第109号(東津軽郡平館村大字根岸、湯ノ沢川

左岸から250メートル北側の海浜に設置した標柱)から真方位89度30分3、060メートルの点

イ 基点第50号(東津軽郡平館村と蟹田町との境に設置した標柱)から真方位85度10分4、360メートルの点

ウ 基点第50号から真方位85度10分650メートルの点
 エ 東津軽郡平館村大字今津と大字石浜との境の尻高沢に設置した標柱から真方位87度30分650メートルの点
 オ 基点西区第109号から真方位89度30分700メートルの点

アの点

- 3 免許予定日 平成16年4月1日
- 4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで
- 5 地元地区 東津軽郡平館村大字平館、大字根岸、大字野田、大字今津及び大字石浜
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷

設しなければならない。

イ、ウの線から幅50メートル以上の水路を設けなければならない。

アの点及び沖側水路口の北側の点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

- 1 公示番号 西区第110号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡蟹田町大字石浜及び大字中師地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって

囲まれた区域

- ア 基点第50号(東津軽郡平館村と蟹田町との境に設置した標柱)から真方位85度10分4、360メートルの点
- イ 才(基点西区第110号(東津軽郡蟹田町大字中師、蟹田川左岸に設置した標柱)から真方位84度4、150メートルの点)とアとを結び直線上才から300メートルの点
- ウ イから真方位264度3、120メートルの点
- エ 基点第50号から真方位85度10分650メートルの点
- 3 免許予定日 平成16年4月1日
- 4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで
- 5 地元地区 東津軽郡蟹田町
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

ア、エの線から幅50メートル以上の水路を設けなければならない。

沖側水路の南側に縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、イの点及びウの点には夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

1 公示番号 西区第111号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡蟹田町大字中師及び大字蟹田地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線

によって囲まれた区域

- ア 基点西区第111号(東津軽郡蟹田町大字中師、蟹田川左岸に設置した標柱)から真方位84度4、150メートルの点
- イ 基点第51号(東津軽郡蟹田町と蓬田村との境に設置した標柱)から真方位82度30分4、240メートルの点
- ウ 基点第51号から真方位82度30分2、790メートルの点
- エ 基点第51号から真方位78度30分2、800メートルの点
- オ 基点第51号から真方位78度30分1、090メートルの点
- カ 基点西区第111号から真方位84度1、030メートルの点
- 3 免許予定日 平成16年4月1日
- 4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで
- 5 地元地区 東津軽郡蟹田町
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

イの点に縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、アの点及びカの点には夜間発光する電灯その他の照明装置を、アの点にはリーダーで感知可能な標識を設置しなければならない。

また、ア、エの線には上記標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

1 公示番号 西区第112号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第 1 種 区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 東津軽郡蓬田村地先
(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に

結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点第51号(東津軽郡蟹田町と蓬田村との境に設置した

標柱)から真方位78度30分2, 800メートルの点

イ 基点第51号から真方位82度30分2, 790メートル

の点

ウ 基点第51号から真方位82度30分3, 490メートル

の点

エ ケ(東津軽郡蓬田村大字瀬辺地、瀬辺地川右岸に設置した

標柱)から真方位87度3, 480メートルの点

オ ケから真方位87度4, 330メートルの点

カ 基点第52号(東津軽郡蓬田村と青森市との境に設置した

標柱)から80度30分4, 560メートルの点

キ 基点第52号から真方位80度30分1, 270メートル

の点

ク 基点第51号から真方位78度30分1, 090メートル

の点

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 東津軽郡蓬田村

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、鯛及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷

設しなければならない。

カ、キの線から幅50メートル以上の水路を設けなければならない。

ウの点、エの点及びオの点に縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、沖側水路口の北側の点には夜間発光する電灯その他の照明装置及びレーザーで感知可能な標識を設置しなければならない。

また、ウ、エの線上及びオ、沖側水路口の北側の線の線上には上記標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

~~~~~

1 公示番号 西区第113号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類          | 漁業の名称       | 漁業時期           |
|---------------|-------------|----------------|
| 第 1 種<br>区画漁業 | ほたてがい垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大

字左堰地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって

囲まれた区域

ア 基点第52号(東津軽郡蓬田村と青森市との境に設置した

標柱)から真方位80度30分4, 560メートルの点

イ 基点第53号(青森市大字左堰と大字内真部との境に設置

した標柱)から真方位82度4, 240メートルの点

ウ 基点第53号から真方位82度850メートルの点

エ 基点第52号から真方位80度30分1, 270メートル

の点

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左

堰

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

ア、エの線及びイ、ウの線から幅50メートル以上の水路を設けなければならない。

ア、イの線上の水路口の南側の点(イ、ウの線に接する水路口を除く)に縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、ア、イの線上の水路口の北側の点(ア、エの線に接する水路口を除く)には夜間発光する電灯その他の照明装置及びビーダーで感知可能な標識を設置しなければならない。

また、ア、イの線上の水路口の南側の点(イ、ウの線に接する水路口を除く)、ア、イの線上の水路口の北側の点(ア、エの線に接する水路口を除く)の線上には上記標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

1 公示番号 西区第114号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称     | 漁業時期             |
|-------------|-----------|------------------|
| 第1種<br>区画漁業 | わかめ延縄式養殖業 | 10月1日から翌年5月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森市大字四戸橋及び大字後潟地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西区第114号(青森市大字四戸橋字磯部2番地東側の海浜に設置した標柱)から真方位80度30分300メートルの点

イ 才(青森市大字後潟字平野18番地東側の海浜斜路北端に設置した標柱)から真方位80度30分300メートルの点

ウ 才から真方位80度30分200メートルの点

エ 基点西区第114号から真方位80度30分200メートルの点

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

漁業時期を越えて施設を放置してはならない。

1 公示番号 西区第115号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称     | 漁業時期             |
|-------------|-----------|------------------|
| 第1種<br>区画漁業 | わかめ延縄式養殖業 | 10月1日から翌年5月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森市大字後潟地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西区第115号(青森市大字後潟字平野18番地東側の海浜斜路南端に設置した標柱)から真方位80度30分300メートルの点

イ 才(青森市大字後潟字大原1番地東側の海浜船着場基部に設置した標柱)から真方位80度30分300メートルの点

ウ オから真方位80度30分200メートルの点  
 工 基点西区第115号から真方位80度30分200メートルの点

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

漁業時期を越えて施設を放置してはならない。

1 公示番号 西区第116号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称     | 漁業時期             |
|-------------|-----------|------------------|
| 第1種<br>区画漁業 | わかめ延縄式養殖業 | 10月1日から翌年5月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森市大字六枚橋及び大字小橋地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西区第116号(青森市大字六枚橋字磯打14番地東側の海浜斜路南端に設置した標柱)から真方位80度30分300メートルの点

イ オ(青森市大字小橋字田川26番地東側の海浜斜路北端に設置した標柱)から真方位80度30分300メートルの点

ウ オから真方位80度30分200メートルの点

エ 基点西区第116号から真方位80度30分200メートルの点

ルの点

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

漁業時期を越えて施設を放置してはならない。

1 公示番号 西区第117号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称     | 漁業時期             |
|-------------|-----------|------------------|
| 第1種<br>区画漁業 | わかめ延縄式養殖業 | 10月1日から翌年5月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森市大字小橋地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西区第117号(青森市大字小橋字田川99番地東側の海浜斜路南端に設置した標柱)から真方位80度30分300メートルの点

イ オ(青森市大字小橋字福田12番地東側の海浜斜路北端に設置した標柱)から真方位80度30分300メートルの点

ウ オから真方位80度30分200メートルの点

エ 基点西区第117号から真方位80度30分200メートルの点

3 免許予定日 平成16年4月1日

- 4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで
- 5 地元地区 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものであっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

漁業時期を越えて施設を放置してはならない。

- 1 公示番号 西区第118号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称     | 漁業時期             |
|-------------|-----------|------------------|
| 第1種<br>区画漁業 | わかめ延縄式養殖業 | 10月1日から翌年5月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森市大字小橋及び大字左堰地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって

囲まれた区域

ア 基点西区第118号（青森市大字小橋字福田7番地東側の

海浜斜路南端に設置した標柱）から真方位80度30分30

0メートルの点

イ オ（青森市大字左堰字大科20番地東側の海浜斜路北端に

設置した標柱）から真方位80度30分300メートルの点

ウ オから真方位80度30分200メートルの点

エ 基点西区第118号から真方位80度30分200メートルの点

の点

- 3 免許予定日 平成16年4月1日
- 4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで
- 5 地元地区 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰

堰

- 6 その他
- (1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。
- (2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものであっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

漁業時期を越えて施設を放置してはならない。

- 1 公示番号 西区第119号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称     | 漁業時期             |
|-------------|-----------|------------------|
| 第1種<br>区画漁業 | わかめ延縄式養殖業 | 10月1日から翌年5月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森市大字左堰地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって

囲まれた区域

ア 基点西区第119号（青森市大字左堰字大科18番地東側

の海浜斜路南端に設置した標柱）から真方位80度30分3

00メートルの点

イ 基点第53号（青森市大字左堰と大字内真部との境に設置

した標柱）から真方位80度30分300メートルの点

ウ 基点第53号から真方位80度30分200メートルの点

エ 基点西区第119号から真方位80度30分200メートルの点

の点

- 3 免許予定日 平成16年4月1日
- 4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで
- 5 地元地区 青森市大字四戸橋、大字後潟、大字六枚橋、大字小橋及び大字左堰
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。  
養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。  
漁業時期を越えて施設を放置してはならない。

1 公示番号 西区第120号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称       | 漁業時期           |
|-------------|-------------|----------------|
| 第1種<br>区画漁業 | ほたてがい垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森市大字内真部、大字清水、大字前田、大字奥内、大字瀬戸子、大字飛鳥、大字西田沢及び大字油川地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点第53号(青森市大字左堰と大字内真部との境に設置した標柱)から真方位82度4、240メートルの点

イ ク(青森市大字前田字中野、中野川右岸に設置した標柱)から真方位91度4、280メートルの点

ウ サ(青森市大字西田沢と大字油川との境に設置した標柱)から真方位55度30分3、850メートルの点

エ ケ(基点第54号(青森市大字油川、新田川左岸に設置した標柱)から真方位46度30分2、700メートルの点)

オ コ(基点第54号から真方位46度30分850メートルの点)とカとを結ぶ直線上ケから180メートルの点

カ サから真方位55度30分850メートルの点

キ 基点第53号から真方位82度850メートルの点

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 青森市大字内真部、大字清水、大字前田、大字奥内、大字瀬戸子、大字飛鳥、大字西田沢、大字油川、大字羽白、大字三内、大字大野及び大字新城

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

ア、キの線から幅50メートル以上の水路及びウ、カの線を中央の線とする幅100メートル以上の水路を設けなければならない。

ア、イ、ウ、エの線上の水路口の南側の点に縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、ア、イ、ウ、エの線上の水路口の北側の点(ア、キの線に接する水路を除く)及びエの点に夜間発光する電灯その他の照明装置及びレーザーで感知可能な標識を設置しなければならない。

また、ア、イの線上の水路口の南側の点、イ、ウ、エの線上には上記標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

1 公示番号 西区第121号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称     | 漁業時期             |
|-------------|-----------|------------------|
| 第1種<br>区画漁業 | わかめ延縄式養殖業 | 10月1日から翌年5月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森市大字油川地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって

囲まれた区域

- ア オ (青森市大字西田沢と大字油川との境に設置した標柱) から真方位55度30分500メートルの点
- イ 基点西区第121号 (青森市大字油川天田内川左岸に設置した標柱) から真方位44度30分650メートルの点
- ウ イから真方位235度30分400メートルの点
- エ オから真方位55度30分100メートルの点
- 3 免許予定日 平成16年4月1日
- 4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで
- 5 地元地区 青森市大字油川、大字羽白及び大字大野
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。  
 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。  
 漁業時期を越えて施設を放置してはならない。

- 1 公示番号 西区第122号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称          | 漁業時期           |
|-------------|----------------|----------------|
| 第1種<br>区画漁業 | ぼたてがい・ぼや垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

- (2) 漁場の位置 青森市港町二丁目から大字野内に至る地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域から次のチ、ツ、テ、ト及びチの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域を除いた区域
- ア コ (基点西区第122号 (青森市、青森港導流堤灯台) から真方位33度30分900メートルの点) から真方位17度30分1, 700メートルの点

- イ ソ (青森市大字八重田、武平川左岸から65メートル西側の海浜に設置した標柱) から真方位336度30分2, 910メートルの点
- ウ セ (青森市大字原別、野内川左岸に設置した標柱) から真方位316度30分3, 100メートルの点
- エ サ (又 (青森市大字野内と大字久栗坂との境の鼻線崎に設置した標柱) から真方位314度30分4, 800メートルの点) とウとを結ぶ直線上から510メートルの点
- オ シ (又から真方位314度30分1, 700メートルの点) とカとを結ぶ直線上から400メートルの点
- カ セから真方位316度30分1, 900メートルの点
- キ セから真方位316度30分1, 000メートルの点
- ク ソから真方位336度30分1, 060メートルの点
- ケ タ (青森市大字造道字沢田97番地2号の北側の護岸西端) から真方位350度30分1, 000メートルの点
- コ 基点西区第122号から真方位33度30分900メートルの点
- チ ナ (又から真方位314度30分2, 100メートルの点) から真方位225度1, 000メートルの点
- ツ ナから真方位223度30分1, 300メートルの点
- テ ナとツを結んだ直線に対してツから左側夾角90度500メートルの点
- ト ナとチを結んだ直線に対してチから左側夾角90度500メートルの点

- 3 免許予定日 平成16年4月1日
- 4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで
- 5 地元地区 青森市千刈、青柳、港町、合浦、佃、茶屋町、小柳、大字駒込、造道、東造道、八重田、原別、矢作、大字矢田前及び大字野内
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものであっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

アの点、エの点、オの点及びコの点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置し、アの点及びエの点にリーダーで感知可能な標識を設置しなければならない。

また、コ、ア、イ、ウ、エの線上には上記標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

1 公示番号 西区第123号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称    | 漁業時期           |
|-------------|----------|----------------|
| 第1種<br>区画漁業 | ほや垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森市大字野内地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって

囲まれた区域

ア オ(カ) (青森市大字野内と大字久栗坂との境の鼻線崎に設置した標柱) から真方位314度30分2, 100メートルの点) から真方位225度1, 000メートルの点

イ オから真方位223度30分1, 300メートルの点

ウ オとイを結んだ直線に対して、イから左側夾角90度50

0メートルの点

エ オとエを結んだ直線に対して、アから左側夾角90度50

0メートルの点

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 青森市大字野内

6 その他 この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

1 公示番号 西区第124号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称     | 漁業時期             |
|-------------|-----------|------------------|
| 第1種<br>区画漁業 | わかめ延縄式養殖業 | 10月1日から翌年5月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森市大字造道、大字八重田及び大字原別地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって

囲まれた区域

基点第一号 青森市大字造道、赤川右岸

基点第二号 青森市大字八重田、武平川左岸から65メートル西側の海

浜に設置した標柱

ア 基点第一号から真方位352度30分400メートルの点

イ 基点第二号から真方位13度30分400メートルの点

ウ イから真方位156度30分200メートルの点

エ アから真方位156度30分200メートルの点

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 青森市千刈、造道、東造道、八重田、矢作、大字矢田前、原別及

び小柳

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものであっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

漁業時期を越えて施設を放置してはならない。

1 公示番号 西区第125号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類          | 漁業の名称     | 漁業時期                 |
|---------------|-----------|----------------------|
| 第 1 種<br>区画漁業 | わかめ延縄式養殖業 | 10月 1 日から翌年 5 月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森市大字原別地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって

囲まれた区域

ア 基点西区第1 2 5 号 (青森市大字原別、野内川左岸に設置

した標柱) から真方位 2 7 1 度 4 2 0 メートルの点

イ 基点西区第1 2 5 号から真方位 3 1 6 度 3 0 分 3 0 0 米

ートルの点

ウ 基点西区第1 2 5 号から真方位 3 1 6 度 3 0 分 1 0 0 米

ートルの点

エ アから真方位 1 3 6 度 3 0 分 2 0 0 米

ートルの点

エ 申請期間 平成 1 6 年 1 月 5 日から同年 2 月 2 7 日まで

5 地元地区 青森市原別、矢作及び小柳

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成 1 6 年 4 月 1 日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

漁業時期を越えて施設を放置してはならない。

1 公示番号 西区第 1 2 6 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類  | 漁業の名称     | 漁業時期                 |
|-------|-----------|----------------------|
| 第 1 種 | わかめ延縄式養殖業 | 10月 1 日から翌年 5 月31日まで |

区画漁業

(2) 漁場の位置 青森市大字野内地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって

囲まれた区域

ア オ (青森市大字原別、野内川左岸に設置した標柱) から真

方位 3 1 6 度 3 0 分 4 0 0 メートルの点

イ オから真方位 3 1 6 度 3 0 分 3 0 0 メートルの点

ウ オとイとを結んだ直線に対しイから右側夾角 9 0 度 5 0 0

メートルの点

エ オとアとを結んだ直線に対しアから右側夾角 9 0 度 5 0 0

メートルの点

エ 申請期間 平成 1 6 年 4 月 1 日

エ 申請期間 平成 1 6 年 1 月 5 日から同年 2 月 2 7 日まで

5 地元地区 青森市大字野内

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成 1 6 年 4 月 1 日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

漁業時期を越えて施設を放置してはならない。

1 公示番号 西区第 1 2 7 号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類          | 漁業の名称            | 漁業時期              |
|---------------|------------------|-------------------|
| 第 1 種<br>区画漁業 | ほたてがいがい・ほや垂下式養殖業 | 1 月 1 日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森市大字久栗坂及び大字浅虫地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線

によって囲まれた区域から次のコ、サ、シ、ス及びヒコの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除いた区域

- ア キ (青森市大字野内と大字久栗坂との境の鼻線崎に設置した標柱) から真方位314度30分4, 800メートルの点
- イ ク (青森市大字浅虫、裸島西端に設置した標柱) から真方位288度30分5, 200メートルの点
- ウ クから真方位288度30分220メートルの点
- エ ケ (青森市大字浅虫、湯ノ島北西端に設置した標柱) から真方位310度300メートルの点
- オ ケから真方位220度300メートルの点
- カ キから真方位314度30分900メートルの点
- コ セ (ウから真方位288度30分2, 800メートルの点) から真方位198度30分400メートルの点
- サ セから真方位198度30分1, 000メートルの点
- シ セとサとを結んだ線に対してサから左側夾角90度600メートルの点
- ス セとヒコを結んだ線に対してコから左側夾角90度600メートルの点

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 青森市大字久栗坂及び大字浅虫

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

アの点、イの点、ウの点及びカの点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置し、アの点及びイの点にレーザーで感知可能な標識を設置しなければならない。

また、ア、イの線上には上記標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル

以上の高さに設置しなければならない。

1 公示番号 西区第128号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称    | 漁業時期           |
|-------------|----------|----------------|
| 第1種<br>区画漁業 | ほや垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 青森市大字久栗坂及び大字浅虫地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって

囲まれた区域

- ア オ (青森市大字浅虫、裸島西端に設置した標柱から真方位288度30分2, 800メートルの点) から真方位198度30分400メートルの点
- イ オから真方位198度30分1, 000メートルの点
- ウ オとイとを結んだ直線に対してイから左側夾角90度600メートルの点
- エ オとアとを結んだ直線に対してアから左側夾角90度600メートルの点

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 青森市大字久栗坂及び大字浅虫

6 その他 この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

1 公示番号 西区第129号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類 | 漁業の名称     | 漁業時期             |
|------|-----------|------------------|
| 第1種  | わかめ延縄式養殖業 | 10月1日から翌年5月31日まで |

区画漁業

(2) 漁場の位置 青森市大字浅虫地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西区第129号(青森市大字浅虫、湯ノ島東端に設置した標柱)から真方位69度30分40メートルの点

イ 基点西区第129号から真方位69度30分190メートルの点

ウ オ(基点西区第129号から150メートル北側の湯ノ島海岸岩礁に設置した標柱)から真方位43度30分190メートルの点  
エ オから真方位43度30分40メートルの点

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 青森市大字久栗坂及び大字浅虫

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものであっても、漁場の区域内に敷設しななければならない。

漁業時期を越えて施設を放置してはならない。

1 公示番号 西区第130号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称       | 漁業時期           |
|-------------|-------------|----------------|
| 第1種<br>区画漁業 | ほたてがい垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 東津軽郡平内町大字土屋、大字浪打、大字茂浦、大字稻生、

(3) 漁場の区域

大字東田沢、大字白砂、大字東滝、大字浅所、大字浜子、大字清水川、大字口広及び大字狩場沢地先

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヤ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域並びに次のA、B、C、D、E、F、G、H及びAの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。

ア コ(国道四号線より東津軽郡平内町大字土屋、鍵懸部落に至る海岸堤防と国道四号線の海岸堤防との接点から45.7メートル東方の国道四号線の海岸堤防上の点)から真方位288度30分6、910メートルの点

イ ケ(東津軽郡平内町大字茂浦、双子鼻に設置した標柱)から真方位286度30分4、800メートルの点

ウ ケ(東津軽郡平内町大字東田沢、大島北端に設置した標柱)から真方位286度4、820メートルの点

エ ケから真方位15度4、500メートルの点

オ コ(東津軽郡平内町大字東田沢と大字白砂との境の鼻線崎に設置した標柱)から真方位36度4、950メートルの点

カ ケ(東津軽郡平内町大字東滝、安井崎に設置した標柱)から真方位40度30分6、800メートルの点

キ カとケ(東津軽郡平内町大字浜子と大字清水川との境に設置した標柱)から真方位33度30分7、780メートルの点)とを結ぶ直線上又から150メートルの点

ク ケとネ(ノから真方位33度30分850メートルの点)とを結ぶ直線上ネから180メートルの点

ケ ノから真方位331度30分700メートルの点

コ 東津軽郡平内町大字浅所、小湊岸壁第一岸突端から真方位50度30分630メートルの点

サ ハから真方位94度30分650メートルの点

シ ヒ(東津軽郡平内町大字白砂、白砂部落の南側を流れる川の右岸に設置した標柱)から真方位78度30分1、020メートルの点

3 免許予定日

- ヌ ヲから真方位36度500メートルの点
- セ ヌ (東津軽郡平内町大字東田沢、横山神社海側に設置した標柱) から真方位38度30分740メートルの点
- ソ ヘから真方位30分400メートルの点
- タ ヘから真方位304度30分400メートルの点
- チ ホ (東津軽郡平内町大字稲生と大字東田沢との境に設置した標柱) から真方位295度700メートルの点
- ツ ヲから真方位286度30分300メートルの点
- テ ヲから真方位233度400メートルの点
- ト モ (東津軽郡平内町大字茂浦、茂浦島北端に設置した標柱) から真方位58度30分550メートルの点
- ナ ミ (東津軽郡平内町大字浪打と大字茂浦との境に設置した標柱) から真方位263度30分300メートルの点
- ニ ム (東津軽郡平内町大字土屋3番地3号に設置した標柱) から真方位288度30分600メートルの点
- ヤ ヲから真方位288度30分420メートルの点
- ア ヌとBとを結び直線上又から150メートルの点
- B I (基点第57号 (東津軽郡平内町と上北郡野辺地町との境に設置した標柱) から真方位37度30分3, 800メートルの点) から真方位353度30分5, 000メートルの点
- C BとIとを結び直線上Iから200メートルの点
- D EとJ (基点第57号から真方位37度30分750メートルの点) とを結び直線上Jから170メートルの点
- E K (東津軽郡平内町大字狩場沢、堀差川の左岸に設置した標柱) から真方位82度880メートルの点
- F Kから真方位346度1, 100メートルの点
- G L (東津軽郡平内町大字口広字水須2番地6号の用水堰左岸から50メートル西側の海浜に設置した標柱) から真方位33度30分1, 000メートルの点
- H ネとGとを結び直線上ネから150メートルの点

平成16年4月1日

- 4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで
- 5 地元地区 東津軽郡平内町
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷

設しなければならない。

イ、ツの線及びオ、ヌの線を中央の線とする幅100メートル以上の水路、チから真方位294度30分の線とイ、ウの線とが交わる点とを結んだ線を中央の線とする幅100メートル以上の水路、ヘから真方位337度30分の線 (脇野沢灯台を見通す線) とウ、エの線及びビ、タの線とが交わる点とを結んだ線を中央の線とする幅100メートル以上の水路を設けなければならない。

ア、イ、ウの線上の水路口の北側の点及びウ、エ、オ、カの線上の水路口の東側の点に縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、アの点、ア、イ、ウの線上の水路口の南側の点、ウの点、エの点、ウ、エ、オ、カの線上の水路口の西側の点、キの点、クの点、Aの点、Bの点、Cの点及びHの点に夜間発光する電灯その他の照明装置を、アの点、ア、イ、ウの線上の水路口の南側の点及びウの点にリーダーで感知可能な標識を設置しなければならない。

また、ア、イ、ウの線上には上記標識等を含め、500メートル以内の間隔で縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

1 公示番号 西区第131号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称       | 漁業時期           |
|-------------|-------------|----------------|
| 第1種<br>区画漁業 | ほたてがい垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 上北郡野辺地町字馬門地先  
 (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

- ア カ (基点第57号 (東津軽郡平内町と上北郡野辺地町との境に設置した標柱) から真方位37度30分3, 900メートルの点) から真方位127度30分150メートルの点
- イ カから真方位127度30分400メートルの点
- ウ 上北郡野辺地町字馬門、近沢川左岸に設置した標柱 (ウ) から真方位16度1, 330メートルの点
- エ クから真方位16度1, 080メートルの点
- オ キ (基点第57号から真方位37度30分500メートルの点)とエとを結び直線上キから150メートルの点

- 3 免許予定日 平成16年4月1日
- 4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで
- 5 地元地区 上北郡野辺地町字馬門
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。  
 (2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

この点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

- 1 公示番号 西区第132号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称              | 漁業時期                                             |
|-------------|--------------------|--------------------------------------------------|
| 第1種<br>区画漁業 | ほたてがい・とげくりがに垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで (ほたてがい)<br>1月1日から6月30日まで (とげくりがに) |

(2) 漁場の位置 上北郡野辺地町字野辺地地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

- ア 基点西区第132号 (野辺地漁港北防波堤に接する護岸の西角) から真方位297度30分550メートル (消波堤陸側の西端) の点
- イ アから真方位190度170メートルの点
- ウ エから真方位190度170メートルの点
- エ 基点西区第132号から真方位314度30分290メートル (消波堤陸側の東端) の点

- 3 免許予定日 平成16年4月1日
- 4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで
- 5 地元地区 上北郡野辺地町
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。  
 (2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、綱及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

- 1 公示番号 西区第133号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称       | 漁業時期           |
|-------------|-------------|----------------|
| 第1種<br>区画漁業 | ほたてがい垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 上北郡野辺地町字有戸地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

- ア 基点西区第133号 (上北郡野辺地町字有戸、干草橋川左岸に設置した標柱) から真方位341度30分7, 940メートルの点

イ 基点第58号（上北郡野辺地町と横浜町との境に設置した標柱）から真方位293度30分5、070メートルの点  
 ウ 基点第58号から真方位293度30分2、350メートルの点

エ 上北郡野辺地町字有戸、有戸川左岸に設置した標柱から真方位325度30分3、040メートルの点

オ 基点西区第133号から真方位314度30分2、880メートルの点

カ 基点西区第133号から真方位332度30分5、400メートルの点

3 免許予定日 平成16年4月1日  
 4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 上北郡野辺地町  
 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。  
 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

アの点、イの点及びオの点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

1 公示番号 西区第134号  
 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称       | 漁業時期           |
|-------------|-------------|----------------|
| 第1種<br>区画漁業 | ぼたてがい垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 上北郡横浜町地先  
 (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア サ（上北郡横浜町字吹越、大沼地先に設置した標柱）から真方位272度30分5、400メートルの点

イ 基点西区第134号（上北郡横浜町字百目木、牛ノ沢川左岸に設置した標柱）から真方位272度30分5、400メートルの点

ウ シ（上北郡横浜町字横浜、三保川右岸漁港防波堤基部）から真方位266度5、000メートルの点

エ ソ（基点第59号（上北郡横浜町とむつ市との境の境川尻に設置した標柱）から真方位277度30分5、700メートルの点）とウとを結ぶ直線（上り）から160メートルの点

オ セ（基点第59号から真方位277度30分3、700メートルの点）とカとを結ぶ直線（上り）から160メートルの点

カ ア（上北郡横浜町字鷺沢、鷺沢川左岸に設置した標柱）から真方位266度3、800メートルの点

キ アから真方位266度2、300メートルの点

ク シから真方位266度1、840メートルの点

ケ 基点西区第134号から真方位272度30分2、250メートルの点

コ サから真方位272度30分2、400メートルの点

3 免許予定日 平成16年4月1日  
 4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで  
 5 地元地区 上北郡横浜町  
 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。  
 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

点甲（横浜漁港防波堤灯台から真方位305度30分の線とウ、キとの線とが交わる点）と点甲から真方位266度の線とウ、エの線が交わる点を結んだ線を中央の線とする幅100メートル以上の水路を設けなければならない。

沖側水路口の北側の点に縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、沖側水路口の南側の点、アの点及びエの点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

1 公示番号 西区第135号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称       | 漁業時期           |
|-------------|-------------|----------------|
| 第1種<br>区画漁業 | ほたてがい垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 むつ市大字中野沢、大字奥内及び大字田名部地先の

(3) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア ケ(基点第59号(上北郡横浜町とむつ市との境の境川尻に設置した標柱)から真方位277度30分5、700メートルの点)

イ 基点第60号(むつ市大字奥内と大字田名部との境の赤川尻に設置した標柱)から真方位228度4、700メートルの点

ウ 基点第60号から真方位256度4、030メートルの点  
エ 基点第61号(下北ふ頭南端)から真方位168度30分4、500メートルの点

オ 基点第61号から真方位168度30分7、000メートルの点  
カ 基点第60号から真方位228度3、500メートルの点  
キ 基点第60号から真方位228度1、900メートルの点  
ク コ(基点第59号から真方位277度30分3、000メートルの点)とキとを結ぶ直線上コから160メートルの点

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 むつ市大湊町、桜木町、宇田町、川守町、大湊上町、大湊浜町、大湊新町、大平町、文京町、山田町、旭町、真砂町、大字大湊、大字城ヶ沢、大字奥内及び大字中野沢

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

アの点に縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、ウの点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

1 公示番号 西区第136号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称       | 漁業時期           |
|-------------|-------------|----------------|
| 第1種<br>区画漁業 | ほたてがい垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 むつ市大字田名部地先の

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点第60号(むつ市大字奥内と大字田名部との境の赤川尻に設置した標柱)から真方位228度1、900メートルの点  
イ 基点第60号から真方位228度3、500メートルの点  
ウ 基点第61号(下北ふ頭南端)から真方位168度30分7、000メートルの点

エ 基点第61号から真方位168度30分4、500メートルの点  
オ 基点第60号から真方位284度3、060メートルの点

- 3 免許予定日 平成16年4月1日
  - 4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで
  - 5 地元地区 むつ市中央、金谷、小川町、本町、田名部町、柳町、栗山町、横迎町、上川町、新町、海老川町、緑町、下北町、港町、仲町、若松町、昭和町、金曲、南町、赤川町、松原町、大曲、南赤川町、大字田名部、緑ヶ丘、十二林、美里町、若生町及び松山町
  - 6 その他
    - (1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。
    - (2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。  
 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。
- ~~~~~
- 1 公示番号 西区第137号
  - 2 免許の内容たるべき事項
    - (1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称       | 漁業時期           |
|-------------|-------------|----------------|
| 第1種<br>区画漁業 | ほたてがい垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

- (2) 漁場の位置 むつ市大湊上町地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - ア 基点西区第137号（むつ市大湊上町、一本杉基部に設置した標柱）から真方位32度30分8.5メートルの点
  - イ 基点西区第137号から真方位42度30分9.05メートルの点
  - ウ 基点西区第137号から真方位57度30分57.5メートルの点
  - エ 基点西区第137号から真方位44度48.0メートルの点
- 3 免許予定日 平成16年4月1日
- 4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

- 5 地元地区 むつ市大湊町、桜木町、宇田町、川守町、大湊上町、大湊浜町、大湊新町、大平町、文京町、並川町、山田町、旭町、真砂町、大字大湊、大字城ヶ沢、大字奥内及び大字中野沢
  - 6 その他
    - (1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。
    - (2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。  
 養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあっても、漁場の区域内に敷設しなければならない。
- ~~~~~
- 1 公示番号 西区第138号
  - 2 免許の内容たるべき事項
    - (1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称       | 漁業時期           |
|-------------|-------------|----------------|
| 第1種<br>区画漁業 | ほたてがい垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

- (2) 漁場の位置 むつ市芦崎地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
  - ア 基点西区第138号（むつ市芦崎、標高1.2メートルの三角点から真方位90度30分の直線と最大高潮時海岸線との交点から25.0メートル南側海浜に設置した標柱）から真方位90度30分25.0メートルの点
  - イ キ（基点西区第138号から30.0メートル南側の海浜に設置した標柱）から真方位90度30分50.0メートルの点
  - ウ ク（むつ市芦崎、航空自衛隊滑走台突端）から真方位95度30分1.740メートルの点
  - エ クから真方位95度30分70.0メートルの点
  - オ キから真方位90度30分13.0メートルの点
  - カ 基点西区第138号から真方位90度30分11.0メートルの点

- 3 免許予定日 平成16年4月1日
- 4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで
- 5 地元地区 むつ市大湊町、桜木町、宇田町、川守町、大湊上町、大湊浜町、大湊新町、大平町、文京町、並川町、山田町、旭町、真砂町、大字大湊、大字城ヶ沢、大字奥内及び大字中野沢
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

イの点及びウの点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

- 1 公示番号 西区第139号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称       | 漁業時期           |
|-------------|-------------|----------------|
| 第1種<br>区画漁業 | ほたてがい垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 むつ市大字城ヶ沢地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

- ア 基点西区第139号（むつ市芦崎、航空自衛隊滑走台突端）から真方位132度2，270メートルの点
- イ 基点西区第139号から真方位158度4，070メートルの点
- ウ 基点第62号（むつ市と下北郡川内町との境に設置した標柱）から真方位157度30分5，040メートルの点
- エ 基点第62号から真方位157度30分2，200メートルの点

- オ 基点西区第139号から真方位169度30分1，380メートルの点
- 3 免許予定日 平成16年4月1日
- 4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで
- 5 地元地区 むつ市大平町、大湊上町、大湊浜町、大字城ヶ沢、大字大湊、川守町、宇田町及び旭町
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

ウ、エの線から幅50メートル以上の水路を設けなければならない。  
イの点及び沖側水路口の東側の点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

- 1 公示番号 西区第140号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称            | 漁業時期           |
|-------------|------------------|----------------|
| 第1種<br>区画漁業 | ほたてがい・あかがい垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 下北郡川内町大字川内地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて囲まれた区域

- ア 基点第62号（むつ市と下北郡川内町との境に設置した標柱）から真方位157度30分5，040メートルの点
- イ 基点西区第140号（下北郡川内町大字川内、川内川左岸に設置した標柱）から真方位172度30分6，620メートルの点）とアとを結ぶ直線上オから300メートルの点

ウ カ(基点西区第140号から真方位172度30分3, 300メートルの点)とエとを結ぶ直線上から300メートルの点

エ 基点第62号から真方位157度30分2, 200メートルの点

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 下北郡川内町

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

ア、エの線から幅50メートル以上の水路を設けなければならない。

沖側水路口の西側に点に縦・横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置し、イの点及びウの点には夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

1 公示番号 西区第141号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類     | 漁業の名称            | 漁業時期           |
|----------|------------------|----------------|
| 第1種 区画漁業 | ほたてがい・あかがい垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 下北郡川内町大字松川、大字宿野部及び大字蛸崎地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西区第141号(下北郡川内町大字川内、川内川左岸に設置した標柱)から真方位172度30分6, 620メートルの点

イ 基点第63号(下北郡川内町と脇野沢村との境に設置した標柱)から真方位168度30分5, 500メートルの点

ウ 基点第63号から真方位168度30分1, 250メートルの点

エ 基点西区第141号から真方位172度30分3, 300メートルの点

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 下北郡川内町

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

イ、ウの線から幅50メートル以上の水路を設けなければならない。

アの点、沖側水路口の東側の点及びエの点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

1 公示番号 西区第142号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類     | 漁業の名称           | 漁業時期           |
|----------|-----------------|----------------|
| 第1種 区画漁業 | ほたてがい・あわび垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 下北郡脇野沢村大字小沢地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点第63号(下北郡川内町と脇野沢村との境に設置した標柱)から真方位168度30分2, 250メートルの点

イ 基点第63号から真方位168度30分3, 500メートルの点

ルの点

ウ キ (基点第63号から真方位168度30分5, 500メートルの点) とカ (下北郡脇野沢村大字脇野沢、牛の首崎突端から真方位154度30分2, 800メートルの点) とを結び直線上才から4, 450メートルの点) から真方位348度30分1, 350メートルの点

エ キから真方位348度30分2, 250メートルの点

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 下北郡脇野沢村

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。  
工の点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

1 公示番号 西区第143号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称     | 漁業時期           |
|-------------|-----------|----------------|
| 第1種<br>区画漁業 | あわび垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 下北郡脇野沢村大字小沢地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点第63号 (下北郡川内町と脇野沢村との境に設置した

標柱) から真方位168度30分3, 500メートルの点

イ 基点第63号から真方位168度30分3, 700メートルの点

ウ エから真方位348度30分1, 200メートルの点

エ キ (基点第63号から真方位168度30分5, 500メートルの点) とク (下北郡脇野沢村大字脇野沢、牛の首崎突端から真方位154度30分2, 800メートルの点) とを結び直線上キから4, 000メートルの点

オ キとクとを結び直線上キから4, 450メートルの点

カ 才から真方位348度30分1, 350メートルの点

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 下北郡脇野沢村

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。  
オの点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

1 公示番号 西区第144号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称           | 漁業時期           |
|-------------|-----------------|----------------|
| 第1種<br>区画漁業 | ほたてがい・あわび垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 下北郡脇野沢村大字小沢地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点第63号 (下北郡川内町と脇野沢村との境に設置した

標柱) から真方位168度30分5, 500メートルの点

イ アとオ (下北郡脇野沢村大字脇野沢、牛の首崎突端から真

方位154度30分2, 800メートルの点) とを結び直線

上アから4, 000メートルの点  
 ウ イから真方位348度30分1, 200メートルの点  
 エ 基点第63号から真方位168度30分3, 700メートルの点

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 下北郡脇野沢村

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

アの点に縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.

5メートル以上の高さに設置しなければならない。

1 公示番号 西区第145号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称            | 漁業時期           |
|-------------|------------------|----------------|
| 第1種<br>区画漁業 | そい・はまち・ひらめ小割式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 下北郡脇野沢村大字脇野沢字辰内地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって

囲まれた区域

ア 基点西区第145号(下北郡脇野沢村大字脇野沢字辰内松

ケ崎から西側250メートルの点に設置した点) から真方位

179度30分420メートルの点

イ 基点西区第145号から真方位189度30分500メー

トルの点

ウ イから真方位327度30分100メートルの点

エ アから真方位327度30分100メートルの点

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 下北郡脇野沢村

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

アの点、イの点、ウの点及びエの点に縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1. 5メートル以上の高さに設置しなければならない。

1 公示番号 西区第146号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称     | 漁業時期             |
|-------------|-----------|------------------|
| 第1種<br>区画漁業 | わかめ延縄式養殖業 | 10月1日から翌年5月31日まで |

(2) 漁場の位置 下北郡脇野沢村大字脇野沢字辰内地先

(3) 漁場の区域 次の基点第63号、ア、イ、基点西区第146号の各点を順

次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から次のウ、エ、オ、カ及びウの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除いた区域

基点第63号 下北郡川内町と脇野沢村との境に設置した標柱

ア 基点第63号から真方位168度30分250メートルの

点

イ 基点西区第146号から真方位168度30分250メー

トルの点

基点西区第146号 下北郡脇野沢村大字脇野沢、サガシ石崎突端に設置した標

柱

ウ 基点西区第145号(下北郡脇野沢村大字脇野沢字辰内松

ケ崎から西側250メートルの点に設置した点) から真方位

179度30分420メートルの点

工 基点西区第145号から真方位189度30分50.0メートルの点

オ エから真方位327度30分100.0メートルの点

カ ウから真方位327度30分100.0メートルの点

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 下北郡瀬野沢村

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

漁業時期を越えて施設を放置してはならない。

1 公示番号 西区第147号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称       | 漁業時期           |
|-------------|-------------|----------------|
| 第1種<br>区画漁業 | ほたてがい垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 下北郡瀬野沢村大字瀬野沢字新井田地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて

囲まれた区域

ア 基点西区第147号(下北郡瀬野沢村大字瀬野沢、瀬野川右岸に設置した標柱)から真方位168度30分2、100

メートルの点

イ アから真方位56度30分65.0メートルの点

ウ エから真方位56度30分65.0メートルの点

エ 基点西区第147号から真方位168度30分70.0メートルの点

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 下北郡瀬野沢村

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

イの点及びウの点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

1 公示番号 西区第148号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称            | 漁業時期           |
|-------------|------------------|----------------|
| 第1種<br>区画漁業 | そい・はまち・ひらめ小割式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 下北郡瀬野沢村大字瀬野沢字瀬野地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によつて

囲まれた区域

ア 基点西区第148号(下北郡瀬野沢村大字瀬野沢字瀬野川右岸に設置した標柱)から真方位168度30分60.0メ

ートルの点

イ アから真方位56度30分100.0メートルの点

ウ エから真方位56度30分100.0メートルの点

エ 基点西区第148号から真方位168度30分40.0メ

ートルの点

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 下北郡瀬野沢村

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

アの点、イの点、ウの点及びエの点に縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

1 公示番号 西区第149号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称            | 漁業時期           |
|-------------|------------------|----------------|
| 第1種<br>区画漁業 | そい・はまち・ひらめ小割式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 下北郡脇野沢村大字脇野沢字新井田地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西区第149号（下北郡脇野沢村大字脇野沢字牛の首崎突端）から真方位170度725メートルの点

イ 基点西区第149号から真方位178度780メートルの点

ウ イから真方位321度30分100メートルの点

エ アから真方位321度30分100メートルの点

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 下北郡脇野沢村

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

アの点、イの点、ウの点及びエの点に縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

1 公示番号 西区第150号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称           | 漁業時期           |
|-------------|-----------------|----------------|
| 第1種<br>区画漁業 | ほたてがい・あわび垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 下北郡脇野沢村大字脇野沢字寄波及び字蛸田地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西区第150号（下北郡脇野沢村大字脇野沢、牛の首崎突端）から真方位200度1,400メートルの点

イ キ（下北郡脇野沢村大字脇野沢字芋田に設置した標柱）から真方位228度1,350メートルの点

ウ キから真方位275度650メートルの点

エ キから真方位172度30分350メートルの点

オ 基点西区第150号から真方位277度30分1,750メートルの点

カ 基点西区第150号から真方位227度500メートルの点

点

ウ 平成16年4月1日

エ 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 下北郡脇野沢村

6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

アの点及びイの点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

- 1 公示番号 西区第151号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称            | 漁業時期           |
|-------------|------------------|----------------|
| 第1種<br>区画漁業 | そい・はまち・ひらめ小割式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

- (2) 漁場の位置 下北郡脇野沢村大字脇野沢字寄波地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西区第151号（下北郡脇野沢村大字脇野沢字寄波崎に設置した標柱）から真方位172度30分150メートルの点  
 イ 基点西区第151号から真方位172度30分250メートルの点  
 ウ イから真方位270度30分100メートルの点  
 エ アから真方位270度30分100メートルの点

- 3 免許予定日 平成16年4月1日
- 4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで
- 5 地元地区 下北郡脇野沢村
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

アの点、イの点、ウの点及びエの点に縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さ設置しなければならない。

- 1 公示番号 西区第152号
  - 2 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称       | 漁業時期           |
|-------------|-------------|----------------|
| 第1種<br>区画漁業 | ほたてがい垂下式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

- (2) 漁場の位置 下北郡脇野沢村大字脇野沢字蛸田地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 下北郡脇野沢村大字脇野沢、牛ノ首崎突端から真方位228度30分1,700メートルの点  
 イ オ（下北郡脇野沢村大字脇野沢字芋田に設置した標柱）から真方位203度30分1,200メートルの点  
 ウ イから真方位196度550メートルの点  
 エ アから真方位196度550メートルの点

- 3 免許予定日 平成16年4月1日
  - 4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで
  - 5 地元地区 下北郡脇野沢村
  - 6 その他
- (1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。  
 ウの点及びエの点に夜間発光する電灯その他の照明装置を設置しなければならない。

- 1 公示番号 西区第153号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称            | 漁業時期           |
|-------------|------------------|----------------|
| 第1種<br>区画漁業 | そい・はまち・ひらめ小割式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

- (2) 漁場の位置 下北郡脇野沢村大字脇野沢字蛸田地先
- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 基点西区第153号（下北郡脇野沢村大字脇野沢字蛸田、蛸田川左岸に設置した標柱）から真方位172度30分300メートルの点

イ 基点西区第153号から真方位172度30分400メートルの点

ウ イから真方位267度30分100メートルの点

エ アから真方位267度30分100メートルの点

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 下北郡脇野沢村

6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

- (2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

アの点、イの点、ウの点及びエの点に縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

1 公示番号 西区第154号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類           | 漁業の名称            | 漁業時期           |
|----------------|------------------|----------------|
| 第1種 殖業<br>区画漁業 | そい・はまち・ひらめ小割式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

- (2) 漁場の位置 下北郡脇野沢村大字脇野沢字芋田地先

- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって

囲まれた区域

ア 基点西区第154号（下北郡脇野沢村大字脇野沢字芋田、芋田川左岸に設置した標柱）から真方位232度30分15

0メートルの点

イ 基点西区第154号から真方位232度30分350メートルの点

ウ イから真方位322度30分100メートルの点

エ アから真方位322度30分100メートルの点

3 免許予定日 平成16年4月1日

4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで

5 地元地区 下北郡脇野沢村

6 その他

- (1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

- (2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

アの点、イの点、ウの点及びエの点に縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

1 公示番号 西区第155号

2 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類           | 漁業の名称            | 漁業時期           |
|----------------|------------------|----------------|
| 第1種 殖業<br>区画漁業 | そい・はまち・ひらめ小割式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

- (2) 漁場の位置 下北郡脇野沢村大字脇野沢字貝崎地先

- (3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって

囲まれた区域

ア 基点西区第155号（下北郡脇野沢村大字脇野沢字貝崎、貝崎川左岸に設置した標柱）から真方位207度30分15

0メートルの点

イ 基点西区第155号から真方位207度30分250メー

ートルの点

ウ イから真方位117度30分100メートルの点

エ アから真方位117度30分100メートルの点

エ アから真方位117度30分100メートルの点

- 3 免許予定日 平成16年4月1日
- 4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで
- 5 地元地区 下北郡脇野沢村
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

アの点、イの点、ウの点及びエの点に縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。



- 1 公示番号 西区第156号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類・漁業の名称及び漁業時期

| 漁業種類        | 漁業の名称     | 漁業時期           |
|-------------|-----------|----------------|
| 第1種<br>区画漁業 | こんぶ延縄式養殖業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置 下北郡脇野沢村大字脇野沢字材木岩地先

(3) 漁場の区域 次の基点西区第156号、ア、イ、ウの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点西区第156号 下北郡脇野沢村大字脇野沢、貝崎突端に設置した標柱

ア 基点西区第156号から真方位245度30分200メートルの点

トルの点

イ ウから真方位272度30分100メートルの点

ウ 下北郡脇野沢村大字脇野沢、大崎突端に設置した標柱

- 3 免許予定日 平成16年4月1日
- 4 申請期間 平成16年1月5日から同年2月27日まで
- 5 地元地区 下北郡脇野沢村
- 6 その他

(1) この免許の存続期間は、平成16年4月1日から平成21年3月31日までとする。

(2) この免許には次に掲げる制限又は条件を付ける。

養殖施設は、網及び土俵等海中にあるものにあつても、漁場の区域内に敷設しなければならない。

アの点及びイの点に縦、横各50センチメートル以上の赤色布地の標識を水面上1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

|                                      |                                        |
|--------------------------------------|----------------------------------------|
| (発行所・発行人)<br>青森市長 豊田 一 番一 号<br>青 森 県 | (印刷所・販売人)<br>青森市古川一丁目一七番五号<br>東奥印刷株式会社 |
| 毎週月・水・金曜日発行<br>定価小口一枚二十五円一銭          |                                        |